

V 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

(評価専担組織としての総務省が行う政策の評価)

表 19-1 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関する計画の策定状況

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省は、法第 12 条において、i) 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価を行う(第 1 項)とともに、ii) 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う(第 2 項)ものとされている。これらの評価に関しては、法第 13 条第 1 項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の 3 年間についての法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定による評価に関する計画を定めなければならないとされており、また、法第 13 条第 2 項において、この計画で定めなければならない事項が掲げられている。

総務省は、平成 21 年度以降の 3 年間についての政策の評価に関する計画を、21 年 4 月策定の行政評価等プログラムにおいて以下のとおり定め、法第 12 条の規定に基づく評価を重点的かつ計画的に実施することとしている。

計画の名称	総務省が行う政策の評価に関する計画(行政評価等プログラム)	
計画の主な規定内容	① 評価の実施に関する基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各行政機関の政策について、統一性を確保するための評価(統一性確保評価)及び総合性を確保するための評価(総合性確保評価)について重点的かつ計画的に実施する。 ・ 各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点からの取組を推進する。
	② 平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間に実施する評価のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 総合性確保評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待の防止等に関する政策評価 ・ ヒートアイランド対策に関する政策評価 ・ 食育の推進に関する政策評価 ・ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策評価
	③ 平成 21 年度に実施する評価のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 総合性確保評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待の防止等に関する政策評価 ※ 既に実施中のもの <ul style="list-style-type: none"> ・ バイオマスの利活用に関する政策評価 ・ 世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価 ・ 配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価
	④ 評価の実施に関する重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価の実施に当たっては、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を踏まえる。 ○ 政策の評価と行政評価・監視との連携を図り、両者を効果的かつ効率的に進める。 ○ 政策の評価の質の更なる向上等を図るため、分析手法等の調査、研究等を推進する。 ○ 統一性又は総合性を確保するための評価の結果を踏まえて各行政機関が講じた政策の見直し・改善状況について、フォローアップを的確に実施する。

なお、行政評価等プログラムは、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成 22 年度以降 3 年間で実施する予定の政策評価テーマ等については、22 年 4 月策定の行政評価等プログラムにおいて定め、公表している。また、これらのテーマについては、国民からの意見・要望を広く求めている。
(http://www.soumu.go.jp/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html)

(統一性又は総合性を確保するための評価)

表 19-2 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況及びこの結果の政策への反映状況 (総括表)

(1) 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況

平成 21 年度において、総務省は、行政評価等プログラムに基づき、総合性確保評価として、新規及び継続の 4 テーマについて評価を実施した。これらのテーマのうち、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」については平成 21 年 5 月に、「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価」については同年 6 月に、それぞれ評価書を作成し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表した (これらの概要については、表 19-3 (1) ア参照)。

その他の 2 テーマ (「バイオマスの利活用に関する政策評価」及び「児童虐待の防止等に関する政策評価」) については、平成 22 年度において、前年度に引き続き調査・分析することとしており、評価書を作成次第、その公表等を行うこととしている (その概要については、表 19-3 (1) イ参照)。

(2) 評価の結果の政策への反映状況

平成 19 年度から 21 年度において評価結果を取りまとめた以下の 6 テーマについては、評価の結果の政策への反映が図られている (その概要については、表 19-3 (2) 参照)。

評価の種類	評価の結果の政策への反映件数	テーマ名
総合性確保評価	6	世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価 配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価 外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価 自然再生の推進に関する政策評価 P F I 事業に関する政策評価 リサイクル対策に関する政策評価

(統一性又は総合性を確保するための評価)

表 19-3 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況及びこの結果の政策への反映状況 (個表)

(1) 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況

ア 平成 21 年度に実施した政策評価テーマのうち、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」及び「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価」については、法第 16 条及び第 17 条第 1 項の規定に基づき、評価書を作成し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表した。

テ マ 名	配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価 (総合性確保評価) (勧告・公表日:平成 21 年 5 月 26 日)
関係行政機関	内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省
評価結果の概要	
<p>○ 評価の観点 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p> <p>○ 評価の結果 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。)の制定以降、国、地方公共団体等における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に係る体制の整備が進み、配偶者からの暴力に関する認知度・理解度の上昇とこれまで潜在していた被害の顕在化等により相談件数や保護件数等が増加していること、また、都道府県における被害者の相談、保護、自立支援、関係機関の連携等に係る工夫した取組と成果がみられるなど、法の制定による一定の効果が発現していると考えられる。 しかしながら、以下のような問題・課題が認められ、その解消が必要となっている。</p> <p>1 配偶者からの暴力の発見者による通報と被害者からの相談 通報を促進するための広報啓発や医療関係者への研修について、法制定以降未実施の都道府県や、医療関係者への研修を未実施の都道府県がある。 電話相談の受付時間について、休日や夜間に拡大し相談件数の増加に結びつけている配偶者暴力相談支援センター(以下「支援センター」という。)がある一方で、調査した 46 支援センターのうち 21 支援センターでは特段の延長等は未実施となっている。 支援センターが受け付けた通報件数や相談件数について、内閣府への報告が的確に行われていない例がある。 政策効果を測定するための基礎的指標である被害者からの相談件数について、国は市町村等の相談件数を把握していない。他方、独自に市町村の相談件数を把握している都道府県があり、これらの都道府県では市町村の相談件数は支援センターより多い。また、平成 19 年 7 月の法改正により、基本計画の策定や支援センター機能の発揮等が市町村の努力義務とされるなど、市町村の役割が増大していることを勘案すれば、市町村等の相談件数の把握が課題となっている。</p> <p>2 被害者の保護 速やかな一時保護を求めて婦人相談所を訪れた被害者に対し、福祉事務所を経由していないとして、まず福祉事務所に行くよう要請しているなど、被害者の一時保護を速やかに行う観点から疑問のある事例がみられる。</p> <p>3 被害者の自立支援 (1) 就業の促進 就業の促進施策の効果を把握するために必要な公共職業安定所等における被害者の就業支援実績を示すデータが整備されていない。また、離婚が成立していない被害者への就業支援を行うために必要な管内市町村の担当部局の把握や市町村との連絡・打合せが十分行われていない公共職業安定所がある。</p> <p>(2) 住宅の確保 被害者の公営住宅への優先入居等について、当該措置を全く講じていない事業主体や、</p>	

その一部しか実施していない事業主体がある。また、被害者の公営住宅への入居状況（平成18年度）は、申込件数323件に対し入居件数46件で、入居率は14%と低い状況となっている。

(3) 同居する子どもの就学

住民票を異動していない被害者の子どもの就学について、教育委員会により実施手続が異なっており、中には、異なる手続があることを承知していない教育委員会もある。また、当該就学の際に提出を求めている書類が教育委員会で区々となっている。

被害者の子どもの転校先や居住地等の情報の管理について、学校に対する指導・助言を行っていない教育委員会がある。また、被害者の子どもの就学に係る関係機関との連絡、協議等を行う際の情報管理方法は、教育委員会で区々となっている。

(4) 住民基本台帳の閲覧等の制限

住民基本台帳の閲覧等の制限に係る支援の必要性の確認方法は、調査した市で区々となっており、中には、裁判所の保護命令決定書の写しだけでは足りないとしたり、市町村等を意見聴取の対象機関から除外している市がある。また、選挙人名簿の抄本の閲覧制限を行っていない市がある。

4 関係機関の連携

支援センターを中心とした関係機関の協議会の中には、国や市町村の機関が参加していないものや民間団体が参加していないものがある。また、国の機関では、法務局・地方法務局以外の参加は少ない。

関係機関の連携マニュアルは、独自に作成又は内閣府等作成のマニュアルを活用している都道府県がある一方で、未作成の都道府県がある。

5 関係施策のフォローアップ

文部科学省の被害者と同居する子どもの就学支援及び総務省の住民基本台帳の閲覧等の制限の支援に係る施策について、特段のフォローアップは行われておらず、地方公共団体における実態も十分把握されていない。

○ 勧告

1 通報及び相談の効果的な実施

都道府県や市町村における通報及び相談に係る広報啓発や関係者への研修、支援センターの電話相談受付時間拡大等の工夫事例を把握し、都道府県や市町村に対しこれを情報提供する取組を継続するとともに、これらの情報を踏まえた更なる効果的な実施を図るよう要請すること。

また、本政策の効果を測定するための基礎的な指標の一つである通報及び相談件数の動向を的確に把握するため、支援センターや警察等が受け付けた通報及び相談件数のみならず、市町村等が受け付けた相談件数についても把握するよう努めること。都道府県に対しては、支援センターが受け付けた通報及び相談の件数を的確に報告するよう徹底すること。

2 被害者の一時保護機能の充実

法により婦人相談所が行うこととされている被害者の一時保護について、その取組を更に充実させるとともに、一時保護の申請は原則として福祉事務所を経由することとしている都道府県に対し、被害者の緊急度等を十分勘案し、必要な場合は福祉事務所を経由していない場合でも適切に受け入れるよう徹底すること。

3 被害者の自立支援の充実

(1) 就業の促進

公共職業安定所等における被害者の就業支援施策の効果を測定する指標を設定し、定期的にその実績を把握すること。

また、離婚が成立していない被害者を母子家庭の母等に対する就業支援の対象とする措置の円滑な実施と利用の促進を図るため、公共職業安定所に対し、管内市町村の担当部局を的確に把握し、当該措置の趣旨・内容を周知・徹底するとともに、情報交換を密にするなど連携して業務を実施するよう指示すること。

(2) 住宅の確保

都道府県等における被害者の公営住宅への優先入居等の実施状況を把握する際に、併せて、制度の広報や入居率の向上等に資する工夫事例を把握し、都道府県等に対しこれを情報提供すること。

また、公営住宅への優先入居等の措置を講じていない都道府県等に対し、住宅事情や公営住宅ストックの状況等を勘案しつつ、当該措置を導入するよう要請すること。

(3) 子どもの就学

教育委員会に対し、被害者の子どもが円滑に就学できるよう、住民票を異動していない被害者の子どもの就学には二つの手続があり、地域の実情等に応じ選択できることを周知するとともに、申請時の添付書類は必要最小限のものとするよう助言すること。

また、教育委員会及び学校に対し、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報を厳重に管理するよう周知・徹底すること。特に、区域外就学を認める際に必要とされる転出元の教育委員会との協議、指導要録の学校間の授受及び学齢簿に記載した旨の転出元の教育委員会への通知に関する情報制限について、教育委員会における工夫事例を情報提供すること。

(4) 住民基本台帳の閲覧等の制限

住民基本台帳の閲覧等の制限の申出者に対する支援措置の必要性を確認する際は、被害者の負担を軽減する観点から、意見聴取する関係機関を警察等に限定しない等を市町村に徹底すること。

また、住民基本台帳からの情報を基に事務処理を行う部局における被害者情報の管理に係る工夫事例を把握し、市町村に対し、これを情報提供するとともに、住民基本台帳担当部局と連携し更なる被害者情報の厳重な管理を行うよう助言すること。選挙人名簿の抄本の閲覧制限を行っていない市町村に対しては速やかに行うよう助言すること。

4 関係機関の連携の推進

支援センターを中心とした関係機関の連絡協議会の構成については、都道府県の関係機関だけでなく、国、市町村、民間団体の関係機関が参加したものとなるよう都道府県に対し助言すること。

当該連絡協議会への参加機関が少ない国の機関（地方支分部局）については、引き続き地域の実情等を踏まえ、参加を検討するよう指示すること。

また、既に当該指示を行っている場合には、必要に応じ指示の徹底を図ること。

また、関係機関の連携マニュアルの作成や被害者の支援手続の一元化等、都道府県等における関係機関の連携に係る工夫事例を把握し、都道府県等に情報提供する取組を継続すること。

5 フォローアップの実施

基本方針で示された被害者と同居する子どもの就学支援及び住民基本台帳の閲覧等の制限に係る施策の実施状況について、定期的にフォローアップすること。

(注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

2 関係行政機関の「総務省」は、法第2条の「行政機関」としての総務省である。

3 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。

(http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html)

テーマ名	世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成21年6月26日)
関係行政機関	総務省、経済産業省、国土交通省、環境省
評価結果の概要	
<p>○ 評価の観点 平成16年度から総務省、経済産業省、国土交通省及び環境省において政策群として実施されている「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策」が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p> <p>○ 評価の結果</p> <p>(1) 低公害車に関する政策 低公害車の普及促進については、平成15年度末で711万台であった保有台数(全国)が、本政策実施開始年度の翌年度(17年度末)には1,219万台となっており、政策目標の「平成22年度までに、実用段階にある低公害車をできるだけ早期に1,000万台以上普及」を達成している。</p> <p>低公害車の普及により、他の関連施策との効果も併せて、年間のCO₂排出量は、平成13年度に比べ18年度には、自家用乗用車分が6.2%、貨物車分が5.6%削減されたとの成果を上げたほか、12年度に比べ22年度には、NO_xの排出量が約41%、PMの排出量が約77%削減されるとの成果が上がると思われる。さらに、これらの成果を得るため、諸外国に先行して厳しい自動車排出ガス規制等が適用されたことにより、メーカーにおける低公害車の開発・実用化に関するインセンティブが付与された状況もみられる。</p> <p>このような状況からみて、「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策」については、総体としては、低公害車の保有台数の増加、それに伴うCO₂排出量、NO_x・PMの排出量等の削減において、一定の政策効果が発現したものとみられる。</p> <p>他方、次のような課題もみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策目標1,000万台の達成は、主として低燃費かつ低排出ガス認定車の保有台数の増によるものであり、低燃費かつ低排出ガス認定車は、これまでのガソリン車及びディーゼル車の燃費性能を向上させ、かつ、排出ガスを削減したものであるとはいうものの、技術的に1台当たりのCO₂、NO_x・PMの削減量に限界がある。 ・ 一方、他の低公害車等には、走行時にCO₂やNO_x・PMの排出量が少ないなどの長所がある反面、車両価格が高い、燃料インフラの整備が不十分などの課題がある。また、低公害車の種類ごとに開発・実用化の段階が異なり、その時々によって目的に応じた適切な実現手段も変化することから、それぞれの時点において重点化されるべき実現手段は見直される必要がある。 ・ 以上のような状況を踏まえると、「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策」については、低公害車ごとの特性(長所と課題)、市場の性格、関係者のニーズ、開発・実用化の段階、関連する技術開発の動向等を踏まえ、低公害車ごとにどのような施策が求められているのか、どのような低公害車の組合せが最も世界最先端の低公害車社会の構築に効果的で実効性のあるものとなるのか、そのためにはどのような事務・事業等を誰に対してどの程度投入しどのような効果を挙げるのかなどについて、関係省が協力・連携して検討し、これらを総合して本政策を総体としてより効果的・効率的なものとする必要がある。 <p>(2) 燃料電池自動車に関する政策 燃料電池自動車に関する政策については、個別の事務・事業等が着実に実施され、基本的な安全規制等が整備されたことにより、平成16年度には公道を走行することが可能になるとともに、市街地に水素充てん設備を設置することが可能になった。しかし、燃料電池自動車の最も重要な部分である燃料電池の性能向上、低コスト化の研究開発の成果が本格的な実用化の段階に至っていないなどにより、燃料電池自動車に係る車両価格が極めて高い、燃料電池の耐久性がないなどの課題は解消されておらず、現時点では「民間需要の誘発」という目的を達成するまでには至っていない。</p> <p>燃料電池自動車については、「平成22年度までに、燃料電池自動車を5万台普及」という政策目標と実際の状況(平成19年度末時点で42台)にかい離が生じている。この政策目標が設定された時点では、現状を予測できなかったという事情があるものの、これは、次のように本政策の政策目標の設定の仕方にも課題があることによるとみられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料電池自動車は、電気自動車と同様に走行時にCO₂、NO_x・PMを一切排出しないなどの長所を有する反面、その実用化、特に燃料電池の低コスト化に関する技術開発 	

や、水素を安全に供給する設備の整備等が必要であり、そのために他の低公害車の普及より多額の予算と時間が必要となっている。

政策目標は、このような状況を踏まえつつ、最新の技術開発の動向や今後の見込みを取り入れ、いつまでに何をどの程度実現するか、また、そのためにどのような事務・事業等をどの程度投入しどのような効果を上げるのかなど、政策目標とその実現手段との関係、「民間需要の誘発」の発現と政策目標の達成との関係についてできる限り明確にした上で、適宜見直しを行う必要があるが、「平成 22 年度までに、燃料電池自動車を 5 万台普及」という政策目標についてはこれが行われていない。

- ・ 燃料電池自動車については、その技術開発の動向を踏まえつつ、国、地方公共団体等及び事業者における予算面での導入可能な台数とその波及効果の限界、すなわち燃料電池自動車の市場及び水素インフラの整備を考慮して、現状と大きくかい離したものとならないような政策目標を設定する必要があるが、これが考慮されていない。

燃料電池自動車（水素インフラ整備を含む。）に関する政策においては、平成 16 年度から 19 年度までに総額約 197 億円が投入され、他の低公害車と比較しても多額に上っているが、19 年度末の燃料電池自動車の保有台数が 42 台であり、現状では多額の予算が投入された結果に見合った普及台数となっていない。

○ 勧告

(1) 政策目標を含めた政策体系の再構築

総務省、経済産業省、国土交通省及び環境省は、世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策について、より効果的かつ効率的で実効性のあるものとするため、低炭素社会の実現等環境政策やエネルギー政策の方向性を踏まえ、政策目標を含め政策体系を再構築すること。

その際には、低公害車等ごとの特性（長所と課題）、市場の性格、関係者のニーズ、開発・実用化の段階、関連する技術開発の動向等を踏まえ、世界最先端の「低公害車」社会を構築するための事務・事業の重点的な実施等について、関係省が連携・協力して検討すること。

特に電気自動車及び燃料電池自動車については、これまで保有台数が増加してこなかった原因等を踏まえ、その普及促進に関してより効果的で実効性のある事務・事業とすること。

また、実施する施策については、あらかじめその効果を測定するための適切な指標を設定した上で、定期的に効果を測定し、その結果に基づき見直しを行うこと。

(2) 個別事務・事業の見直し

総務省、経済産業省、国土交通省及び環境省は、低公害車等ごとに講じられている個別の事務・事業について、その効果をより発揮させるため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① CNG 貨物車の導入費の補助については、貨物運送事業以外の業種に対して補助制度を周知すること、CNG 貨物車の導入や燃料供給設備設置に対する補助と関連施策を組み合わせて重点的に実施すること等の方策を講ずることにより、その効果的・効率的な活用が図られるよう検討すること。
- ② ハイブリッド貨物車・乗合車・特種（殊）車の導入費の補助について、ユーザー（事業者及び地方公共団体）による更なる導入促進に向け、関連施策と組み合わせて重点的に実施すること等の方策を講ずることにより、その効果的・効率的な活用が図られるよう検討すること。

(注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

2 関係行政機関の「総務省」は、法第 2 条の「行政機関」としての総務省である。

3 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。

(http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html)

イ 次のテーマについては、平成 22 年度において、前年度に引き続き調査・分析することとしており、評価書を作成次第、その公表等を行うこととしている。

テーマ名	バイオマスの利活用に関する政策評価（総合性確保評価）
評価計画の概要	
<p>○ 目的</p> <p>近年、持続的に再生可能な資源として、「バイオマス」（再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。食品廃棄物（生ごみ等）、家畜排せつ物等の廃棄物系バイオマス、林地残材、農作物非食用部（稲わら、もみ殻等）の未利用バイオマス、資源作物等）が注目されており、世界各国において、その利活用に向けた様々な取組が進められている。</p> <p>我が国においては、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、競争力ある新たな戦略的産業の育成及び農林漁業、農山漁村の活性化に向けて、バイオマスの利活用に関する具体的目標や基本的戦略を盛り込んだ「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成 14 年 12 月 27 日閣議決定）が策定された。その後、平成 17 年 2 月に京都議定書が発効し、実効性のある地球温暖化対策の実施が喫緊の課題となるなど、バイオマスの利活用をめぐる情勢が変化したことから、上記総合戦略の見直しが行われ、18 年 3 月に新たな「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）が策定された。現在、関係府省において、新たな総合戦略に基づき、バイオマスの利活用に関する各種取組が進められている。</p> <p>しかしながら、バイオマスの利活用状況（平成 19 年）をみると、林地残材は 98%が利用されており、食品廃棄物や農作物非食用部についても 70%以上が利用されていない。また、国内で発生する廃棄物全体の 56%（平成 17 年度）を占める廃棄物系バイオマスの循環利用率は 16%にとどまっているなどの状況がみられる。</p> <p>この政策評価は、バイオマスの利活用に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものである。</p> <p>○ 主な調査項目</p> <ol style="list-style-type: none"> ① バイオマスの利活用に関する政策の現況 ② バイオマスの利活用に関する政策の効果の発現状況 <p>○ 調査等対象機関</p> <p>内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、都道府県、市町村、関係団体等</p>	

(注) 調査等対象機関の「総務省」は、法第 2 条の「行政機関」としての総務省である。

テーマ名	児童虐待の防止等に関する政策評価（総合性確保評価）
評価計画の概要	
<p>○ 目的</p> <p>児童相談所における児童虐待相談対応件数の急増や虐待によって生命を奪われる児童が後を絶たないことなどから、虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務等を定めた児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）が制定された。しかし、その後も深刻な虐待事例が頻発している状況を踏まえ、平成 16 年には、同法及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）が改正され、国及び地方公共団体の責務等の強化、通告義務の範囲の拡大、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期すための規定の整備が行われた。また、同年に策定された「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（平成 16 年 12 月 24 日少子化社会対策会議決定）においても、「児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会」の実現等を目指し、虐待防止ネットワークを全市町村に設置すること等とされた。さらに、平成 19 年にも児童虐待防止法及び児童福祉法が改正され、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する施設入所等の措置の採られた児童との面会又は通信の制限の強化、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化等が図られ、児童虐待の予防、早期発見・早期対応、虐待を受けた児童の保護・自立に向けた支援など児童虐待対応の各段階に応じた切れ目のない総合的な対策が行われてきている。</p> <p>しかしながら、平成 20 年度における児童相談所（4 月 1 日時点 197 か所）の児童虐待相談対応件数は 4 万 2,664 件であり、児童虐待防止法施行前の平成 11 年度 1 万 1,631 件の約 3.7 倍に増加しているとともに、虐待による死亡事例も依然として後を絶たない状況にある。</p> <p>この政策評価は、児童虐待の防止等に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものである。</p> <p>○ 主な調査項目</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 児童虐待の防止等に関する政策の現況 ② 児童虐待の防止等に関する政策の効果の発現状況 <p>○ 調査等対象機関</p> <p>内閣府、国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、都道府県、都道府県警察、都道府県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、小中学校、関係団体等</p>	

(2) 評価の結果の政策への反映状況

平成 21 年度に評価の結果を取りまとめた「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価」及び「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」並びに 20 年度に評価の結果を取りまとめた「外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価」について、評価の結果の政策への反映状況は下記アのとおりである。また、平成 20 年度に評価の結果を取りまとめた「自然再生の推進に関する政策評価」並びに 19 年度に評価の結果を取りまとめた「PFI 事業に関する政策評価」及び「リサイクル対策に関する政策評価」についての前回報告の状況及びその後の状況は下記イのとおりである。

ア 評価の結果の政策への反映状況

テ ー マ 名	世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成 21 年 6 月 26 日)
関係行政機関	総務省、経済産業省、国土交通省、環境省

(注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

2 関係行政機関の「総務省」は、法第 2 条の「行政機関」としての総務省である。

政策の評価の観点及び結果

○ 評価の観点

平成 16 年度から総務省、経済産業省、国土交通省及び環境省において政策群として実施されている「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策」が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価

○ 評価の結果

(1) 低公害車に関する政策

低公害車の普及促進については、平成 15 年度末で 711 万台であった保有台数（全国）が、本政策実施開始年度の翌年度（17 年度末）には 1,219 万台となっており、政策目標の「平成 22 年度までに、実用段階にある低公害車をできるだけ早期に 1,000 万台以上普及」を達成している。

低公害車の普及により、他の関連施策との効果も併せて、年間の CO₂ 排出量は、平成 13 年度に比べ 18 年度には、自家用乗用車分が 6.2%、貨物車分が 5.6%削減されたとの成果を上げたほか、12 年度に比べ 22 年度には、NO_x の排出量が約 41%、PM の排出量が約 77%削減されるとの成果が上がると思われる。さらに、これらの成果を得るため、諸外国に先行して厳しい自動車排出ガス規制等が適用されたことにより、メーカーにおける低公害車の開発・実用化に関するインセンティブが付与された状況もみられる。

このような状況からみて、「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策」については、総体としては、低公害車の保有台数の増加、それに伴う CO₂ 排出量、NO_x・PM の排出量等の削減において、一定の政策効果が発現したものとみられる。

他方、次のような課題もみられた。

- ・ 政策目標 1,000 万台の達成は、主として低燃費かつ低排出ガス認定車の保有台数の増によるものであり、低燃費かつ低排出ガス認定車は、これまでのガソリン車及びディーゼル車の燃費性能を向上させ、かつ、排出ガスを削減したものであるとはいうものの、技術的に 1 台当たりの CO₂、NO_x・PM の削減量に限界がある。
- ・ 一方、他の低公害車等には、走行時に CO₂ や NO_x・PM の排出量が少ないなどの長所がある反面、車両価格が高い、燃料インフラの整備が不十分などの課題がある。また、低公害車の種類ごとに開発・実用化の段階が異なり、その時々によって目的に応じた適切な実現手段も変化することから、それぞれの時点において重点化されるべき実現手段は見直される必要がある。
- ・ 以上のような状況を踏まえると、「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策」については、低公害車ごとの特性（長所と課題）、市場の性格、関係者のニーズ、開発・実用化の段階、関連する技術開発の動向等を踏まえ、低公害車ごとにどのような施策が求め

られているのか、どのような低公害車の組合せが最も世界最先端の低公害車社会の構築に効果的で実効性のあるものとなるのか、そのためにはどのような事務・事業等を誰に対してどの程度投入しどのような効果を上げるのかなどについて、関係省が協力・連携して検討し、これらを総合して本政策を総体としてより効果的・効率的なものとする必要がある。

(2) 燃料電池自動車に関する政策

燃料電池自動車に関する政策については、個別の事務・事業等が着実に実施され、基本的な安全規制等が整備されたことにより、平成 16 年度には公道を走行することが可能になるとともに、市街地に水素充填設備を設置することが可能になった。しかし、燃料電池自動車の最も重要な部分である燃料電池の性能向上、低コスト化の研究開発の成果が本格的な実用化の段階に至っていないなどにより、燃料電池自動車に係る車両価格が極めて高い、燃料電池の耐久性がないなどの課題は解消されておらず、現時点では「民間需要の誘発」という目的を達成するまでには至っていない。

燃料電池自動車については、「平成 22 年度までに、燃料電池自動車を 5 万台普及」という政策目標と実際の状況（平成 19 年度末時点で 42 台）にかい離が生じている。この政策目標が設定された時点では、現状を予測できなかったという事情があるものの、これは、次のように本政策の政策目標の設定の仕方にも課題があることによるとみられる。

- 燃料電池自動車は、電気自動車と同様に走行時に CO₂、NO_x・PM を一切排出しないなどの長所を有する反面、その実用化、特に燃料電池の低コスト化に関する技術開発や、水素を安全に供給する設備の整備等が必要であり、そのために他の低公害車の普及より多額の予算と時間が必要となっている。

政策目標は、このような状況を踏まえつつ、最新の技術開発の動向や今後の見込みを取り入れ、いつまでに何をどの程度実現するか、また、そのためにどのような事務・事業等をどの程度投入しどのような効果を上げるのかなど、政策目標とその実現手段との関係、「民間需要の誘発」の発現と政策目標の達成との関係についてできる限り明確にした上で、適宜見直しを行う必要があるが、「平成 22 年度までに、燃料電池自動車を 5 万台普及」という政策目標についてはこれが行われていない。

- 燃料電池自動車については、その技術開発の動向を踏まえつつ、国、地方公共団体等及び事業者における予算面での導入可能な台数とその波及効果の限界、すなわち燃料電池自動車の市場及び水素インフラの整備を考慮して、現状と大きくかい離したものとしないような政策目標を設定する必要があるが、これが考慮されていない。

燃料電池自動車（水素インフラ整備を含む。）に関する政策においては、平成 16 年度から 19 年度までに総額約 197 億円が投入され、他の低公害車と比較しても多額に上っているが、19 年度末の燃料電池自動車の保有台数が 42 台であり、現状では多額の予算が投入された結果に見合った普及台数となっていない。

勧告	政策への反映状況
<p>(1) 政策目標を含めた政策体系の再構築</p> <p>総務省、経済産業省、国土交通省及び環境省は、世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策について、より効果的かつ効率的で実効性のあるものとするため、低炭素社会の実現等環境政策やエネルギー政策の方向性を踏まえ、政策目標を含め政策体系を再構築すること。</p> <p>その際には、低公害車等ごとの特性（長所と課題）、市場の性格、関係者のニーズ、開発・実用化の段階、関連する技術開発の動向等を踏まえ、世界最先端の「低公害車」社会を構築するための事務・事業の重点的な実施等について、関係省が連携・協力して検討すること。</p> <p>特に電気自動車及び燃料電池自動車については、これまで保有台数が増加してこなかった原因等を踏</p>	<p>(1) 政策目標を含めた政策体系の再構築</p> <p>【総務省、経済産業省、国土交通省及び環境省】</p> <p>国内外における気候変動問題に対する関心の高まりや、中期的な温室効果ガス削減目標の検討、自動車に関する環境技術の進展など、低公害車（次世代自動車を含む。）の普及促進に係る政策を取り巻く環境は大きく変化している。</p> <p>平成 21 年 6 月には、温室効果ガス排出量を 2020 年までに 2005 年比で 15%削減するとの政府目標が公表された。その後、平成 21 年 9 月の国連気候変動首脳会議や、同年 12 月の国連気候変動枠組条約第 15 回締約国会議において、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、我が国の温室効果ガス排出量を 2020 年までに 1990 年比で 25%削減するとの新たな目標が表明された。</p> <p>平成 21 年 12 月には、グリーンイノベーション等による成長の方針を示した「新成長戦略（基本方針）」（平成 21 年 12 月 30 日閣議決定）が取りまとめられた。さらに、平成 22 年 2 月からは資源エネルギーの基本政策の見直しの検討及びエネルギー基本計画の改定の作業が進められている。加えて、平成 22 年 3 月 12 日、地球温暖化</p>

勧告	政策への反映状況
<p>まえ、その普及促進に関してより効果的で実効性のある事務・事業とすること。</p> <p>また、実施する施策については、あらかじめその効果を測定するための適切な指標を設定した上で、定期的に効果を測定し、その結果に基づき見直しを行うこと。</p>	<p>対策に関する基本原則や方向性を示す地球温暖化対策基本法案が閣議決定され、今国会（第174回通常国会）に提出された。</p> <p>このような本政策を取り巻く地球温暖化対策、エネルギー政策の方向性の変化を踏まえつつ、今後、本政策については、政策目標の在り方を検討した上で政策体系の再構築、その実現手段（関連施策及び事務・事業）の見直し、定期的な効果測定の方法とそのための指標の設定等を行うこととしたい。</p> <p>なお、経済産業省及び国土交通省は、地球温暖化・エネルギー対策を強化するため、平成21年12月に「地球温暖化・エネルギー関係での経済産業省と国土交通省による合同ワーキングチーム」を開催し、「地球温暖化・エネルギー関係での経済産業省と国土交通省の連携強化に向けた中間取りまとめ」を公表し、更なる新車燃費向上や環境対応車の普及等に向けて、両省の連携により効果的に推進していく項目について具体的に明らかにした。</p> <p>電気自動車、燃料電池自動車等については、低公害車等ごとの特性、市場の性格等を踏まえ、関係省が協力して、次の事務・事業に取り組んでいる。</p> <p>① 電気自動車 （経済産業省、国土交通省及び環境省） 電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む。）については、国内メーカーによる本格的な量産・市場投入が開始されたこと等を踏まえ、次の普及促進策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 車体及び充電設備の購入に係る補助事業の継続・充実（平成22年度予算額は約124億円。21年度予算額の約5倍に増額）〔経済産業省〕 ii 電気自動車用充電設備設置から最初の3年間の課税標準を3分の2に軽減する固定資産税の特例措置について、取得価格要件を2,000万円以上から300万円以上に引き下げた上で、その適用期間を平成21年度から2年間延長（なお、燃料電池自動車用水素充填設備やCNG自動車用天然ガス充填設備についても同様の取扱い（ただし、取得価格はいずれも2,000万円以上のものが対象）） <p>② 燃料電池自動車 （総務省） 低公害車の普及の推進に当たっては、法令改正・通知等により燃料電池自動車等に係る防火面の安全基準の整備を行ってきたところであり、今後とも、必要に応じ防火面の安全確保のための取組を行うこととしたい。</p> <p>（経済産業省、国土交通省及び環境省） 燃料電池自動車については、これまで保有台数が増加してこなかったが、近年、航続距離が伸長するなど研究開発成果も着実に上がっている。その結果、関係業界間で2015年からの一般普及開始に向けたシナリオが合意された。このような状況の下で、次の施策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 低コスト化や耐久性・信頼性向上に向けた技術的なブレークスルーを図るため、燃料電池自動車・水

勧告	政策への反映状況
	<p>素供給インフラの本格的な実用化等を見据えた研究開発、実証事業を充実（平成 22 年度予算額 約 92 億円の内数）〔経済産業省〕</p> <p>ii 燃料電池自動車啓発推進事業の実施 燃料電池自動車の地域社会への啓発推進のため、地方公共団体が実施する燃料電池自動車のイベント展示、試乗会等に対して車両を貸与（平成 22 年度予算額は 21 年度予算額とほぼ同額の約 0.26 億円）〔環境省〕</p> <p>iii 燃料電池自動車等の率先導入に係る補助事業の実施 地域における代エネ・省エネ対策を促進するため、計画的に燃料電池自動車等の導入を促進する地方公共団体等に対し導入に係る事業費の一部を補助等（平成 22 年度予算額は 21 年度予算額とほぼ同額の約 1.45 億円）〔環境省〕</p> <p>③ その他 （経済産業省、国土交通省及び環境省）</p> <p>i 次世代自動車※のうち、市場投入が開始されたクリーンディーゼル自動車について、その購入に係る補助事業を継続（平成 22 年度予算額 約 4 億円）〔経済産業省〕</p> <p>※ 「次世代自動車」とは、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、CNG自動車等をいう。</p> <p>ii 大型車（トラック・バス）については、環境性能を格段に向上させた次世代のバス・トラック等を開発・試作し、実際の事業で使用する走行試験等を実施し、開発・実用化を促進している。（平成 22 年度予算額は約 2.45 億円）〔国土交通省〕</p> <p>iii 次世代自動車も含め、環境性能に優れた自動車の普及促進等の観点から、次の対策を講じている。</p> <p>i）環境性能の良い新車の買い換え・購入に対して補助金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度第 1 次補正予算約 3,600 億円、第 2 次補正予算約 2,300 億円〔経済産業省〕 ・ 平成 21 年度第 1 次補正予算約 148.8 億円の内数、第 2 次補正予算約 305 億円〔国土交通省〕 <p>ii）環境性能に優れたトラック、バス、タクシー等の車両購入に係る補助事業の実施 トラック、バス、タクシー事業者を中心に CNG バス・トラック等の新車の導入に対し、車両本体価格の 4 分の 1 又は通常車両価格との差額の 2 分の 1 を補助等（平成 22 年度予算額は 21 年度予算額の 60% に当たる約 10.4 億円）〔国土交通省〕</p> <p>iii）自動車重量税の減免措置（平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 4 月 30 日までの 3 年間の時限措置）及び自動車取得税の減免措置（平成 21 年 4 月 1 日から 24 年 3 月 31 日までの 3 年間の時限措置）を新たに導入し、自動車の環境性能に応じて、自動車重量税と自動車取得税が免除又は 75% 若しくは 50% 軽減。</p>

勧告	政策への反映状況
<p>(2) 個別事務・事業の見直し 総務省、経済産業省、国土交通省及び環境省は、低公害車等ごとに講じられている個別の事務・事業について、その効果をより発揮させるため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① CNG貨物車の導入費の補助については、貨物運送事業以外の業種に対して補助制度を周知すること、CNG貨物車の導入や燃料供給設備設置に対する補助と関連施策を組み合わせることで重点的に実施すること等の方策を講ずることにより、その効果的・効率的な活用が図られるよう検討すること。</p>	<p>(2) 個別事務・事業の見直し 低公害車等ごとに講じられている個別の事務・事業について、その効果をより発揮させるため、次の措置を講じている。 なお、今後、前述(1)の政策目標を含めた政策体系の再構築等の取組と併せて、効果をより発揮させるための措置を検討することとしたい。</p> <p>① CNG自動車 (経済産業省) CNG貨物車の導入費の補助について、補助制度を広く周知するため、全国8都市において、自動車販売会社、リース会社、自動車メーカー、ガス事業者等を対象に平成21年度公募説明会を開催するとともに、補助制度のパンフレット等を配布した。 また、CNG貨物車の導入補助の効果的・効率的な活用を図るため、経済産業省が実施するCNG燃料供給設備の設置補助に関しては、平成21年度から、国土交通省が実施している「次世代自動車導入加速モデル事業」により指定された地域の事業者に対し採択を実施した。さらに、CNG自動車用天然ガス充填設備設置から最初の3年間の課税標準を3分の2に軽減する固定資産税の特例措置を平成21年度から2年間延長した。</p> <p>(国土交通省) 国土交通省では、これまで「CNG車普及促進モデル事業」により運送事業者等が行うCNG車普及に取り組む地域を支援してきたが、平成21年度に当該事業を強化した「次世代自動車導入加速モデル事業」を実施し、対象車種(CNG車)を拡充してハイブリッド貨物車・乗合車等を含む次世代自動車の導入に積極的に取り組む地域に対し、低公害車普及促進対策費補助金の優先採択、最低導入台数要件の緩和(原則バス2台、トラック3台を1台でも可)を行うなど、低公害車普及促進対策費補助金の効果的・効率的な活用を努めた。</p> <p>※ 平成21年9月1日、次世代自動車導入加速モデル事業地域に広島市を指定。</p> <p>また、CNG貨物車の導入補助の効果的・効率的な活用を図るため、国土交通省が実施している「次世代自動車導入加速モデル事業」により指定された地域の事業者に対し、経済産業省が実施するCNG燃料供給設備の設置補助に関して採択を実施した。</p> <p>(環境省) 平成21年度第1次補正予算による自動車低公害化推進事業において、ハイブリッド車及びCNG車の廃棄物運搬車に対する導入支援(補助金の交付)について、関連団体((社)全国都市清掃会議等)を通じた積極的な周知に努めたところである。 また、従前より継続している、ハイブリッド車及びCNG車の取得支援制度である、低公害車普及事業(廃棄物運搬車及び燃料電池自動車等に対する導入</p>

勧告	政策への反映状況
<p>② ハイブリッド貨物車・乗合車・特種（殊）車の導入費の補助について、ユーザー（事業者及び地方公共団体）による更なる導入促進に向け、関連施策と組み合わせて重点的に実施すること等の方策を講ずることにより、その効果的・効率的な活用が図られるよう検討すること。</p>	<p>補助)、エコカー減税、低公害車用燃料供給設備に係る固定資産税特例措置等については、全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議（平成 22 年 1 月 19 日）において説明を行ったところであるが、さらに、各地方環境事務所に対して、より積極的な周知（説明会の開催等）を要請する予定である。</p> <p>② ハイブリッド貨物車・乗合車・特種（殊）車（国土交通省）《再掲》 国土交通省では、これまで「CNG車普及促進モデル事業」により運送事業者等が行うCNG車普及に取り組む地域を支援してきたが、平成 21 年度に当該事業を強化した「次世代自動車導入加速モデル事業」を実施し、対象車種（CNG車）を拡充してハイブリッド貨物車・乗合車等を含む次世代自動車の導入に積極的に取り組む地域に対し、低公害車普及促進対策費補助金の優先採択、最低導入台数要件の緩和（原則バス 2 台、トラック 3 台を 1 台でも可）を行うなど、低公害車普及促進対策費補助金の効果的・効率的な活用に努めた。</p> <p>※ 平成 21 年 9 月 1 日、次世代自動車導入加速モデル事業地域に広島市を指定。</p> <p>（環境省）《再掲》 平成 21 年度第 1 次補正予算による自動車低公害化推進事業において、ハイブリッド車及びCNG車の廃棄物運搬車に対する導入支援（補助金の交付）について、関連団体（（社）全国都市清掃会議等）を通じた積極的な周知に努めたところである。</p> <p>また、従前より継続している、ハイブリッド車及びCNG車の取得支援制度である、低公害車普及事業（廃棄物運搬車及び燃料電池自動車等に対する導入補助）、エコカー減税、低公害車用燃料供給設備に係る固定資産税特例措置等については、全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議（平成 22 年 1 月 19 日）において説明を行ったところであるが、さらに、各地方環境事務所に対して、より積極的な周知（説明会の開催等）を要請する予定である。</p>

(注) 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。
(http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html)

テーマ名	配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価（総合性確保評価） （勧告・公表日：平成 21 年 5 月 26 日）
関係行政機関	内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

(注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

2 関係行政機関の「総務省」は、法第 2 条の「行政機関」としての総務省である。

政策の評価の観点及び結果	
○ 評価の観点	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
○ 評価の結果	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。）の制定以降、国、地方公共団体等における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に係る体制の整備が進み、配偶者からの暴力に関する認知度・理解度の上昇とこれまで潜在していた被害の顕在化等により相談件数や保護件数等が増加していること、また、都道府県における被害者の相談、保護、自立支援、関係機関の連携等に係る工夫した取組と成果がみられるなど、法の制定による一定の効果が発現していると考えられる。</p> <p>しかしながら、以下のような問題・課題が認められ、その解消が必要となっている。</p> <p>1 配偶者からの暴力の発見者による通報と被害者からの相談 通報を促進するための広報啓発や医療関係者への研修について、法制定以降未実施の都道府県や、医療関係者への研修を未実施の都道府県がある。 電話相談の受付時間について、休日や夜間に拡大し相談件数の増加に結びつけている配偶者暴力相談支援センター(以下「支援センター」という。)がある一方で、調査した 46 支援センターのうち 21 支援センターでは特段の延長等は未実施となっている。 支援センターが受け付けた通報件数や相談件数について、内閣府への報告が的確に行われていない例がある。</p> <p>政策効果を測定するための基礎的指標である被害者からの相談件数について、国は市町村等の相談件数を把握していない。他方、独自に市町村の相談件数を把握している都道府県があり、これらの都道府県では市町村の相談件数は支援センターより多い。また、平成 19 年 7 月の法改正により、基本計画の策定や支援センター機能の発揮等が市町村の努力義務とされるなど、市町村の役割が増大していることを勘案すれば、市町村等の相談件数の把握が課題となっている。</p> <p>2 被害者の保護 速やかな一時保護を求めて婦人相談所を訪れた被害者に対し、福祉事務所を経由していないとして、まず福祉事務所に行くよう要請しているなど、被害者の一時保護を速やかに行う観点から疑問のある事例がみられる。</p> <p>3 被害者の自立支援</p> <p>(1) 就業の促進 就業の促進施策の効果把握するために必要な公共職業安定所等における被害者の就業支援実績を示すデータが整備されていない。また、離婚が成立していない被害者への就業支援を行うために必要な管内市町村の担当部局の把握や市町村との連絡・打合せが十分行われていない公共職業安定所がある。</p> <p>(2) 住宅の確保 被害者の公営住宅への優先入居等について、当該措置を全く講じていない事業主体や、その一部しか実施していない事業主体がある。また、被害者の公営住宅への入居状況（平成 18 年度）は、申込件数 323 件に対し入居件数 46 件で、入居率は 14%と低い状況となっている。</p> <p>(3) 同居する子どもの就学 住民票を異動していない被害者の子どもの就学について、教育委員会により実施手続きが異なっており、中には、異なる手続きがあることを承知していない教育委員会もある。また、当該就学の際に提出を求めている書類が教育委員会でも区々となっている。 被害者の子どもの転校先や居住地等の情報の管理について、学校に対する指導・助言を行っていない教育委員会がある。また、被害者の子どもの就学に係る関係機関との連絡、</p>

協議等を行う際の情報管理方法は、教育委員会で区々となっている。

(4) 住民基本台帳の閲覧等の制限
 住民基本台帳の閲覧等の制限に係る支援の必要性の確認方法は、調査した市で区々となっており、中には、裁判所の保護命令決定書の写しだけでは足りないとしたり、市町村等を意見聴取の対象機関から除外している市がある。また、選挙人名簿の抄本の閲覧制限を行っていない市がある。

4 関係機関の連携
 支援センターを中心とした関係機関の協議会の中には、国や市町村の機関が参加していないものや民間団体が参加していないものがある。また、国の機関では、法務局・地方法務局以外の参加は少ない。
 関係機関の連携マニュアルは、独自に作成又は内閣府等作成のマニュアルを活用している都道府県がある一方で、未作成の都道府県がある。

5 関係施策のフォローアップ
 文部科学省の被害者と同居する子どもの就学支援及び総務省の住民基本台帳の閲覧等の制限の支援に係る施策について、特段のフォローアップは行われておらず、地方公共団体における実態も十分把握されていない。

※ 下表は、平成 21 年 11 月 16 日に総務省及び文部科学省が、同年 11 月 24 日に国土交通省が、同年 11 月 25 日に内閣府が、同年 11 月 26 日に法務省及び厚生労働省がそれぞれ回答したものについて、22 年 3 月末現在で補正したものである。

勧告	政策への反映状況
<p>1 通報及び相談の効果的な実施 都道府県や市町村における通報及び相談に係る広報啓発や関係者への研修、支援センターの電話相談受付時間拡大等の工夫事例を把握し、都道府県や市町村に対しこれを情報提供する取組を継続するとともに、これらの情報を踏まえた更なる効果的な実施を図るよう要請すること。 また、本政策の効果を測定するための基礎的な指標の一つである通報及び相談件数の動向を的確に把握するため、支援センターや警察等が受け付けた通報及び相談件数のみならず、市町村等が受け付けた相談件数についても把握するよう努めること。都道府県に対しては、支援センターが受け付けた通報及び相談の件数を的確に報告するよう徹底すること。 (内閣府)</p> <p>2 被害者の一時保護機能の充実 法により婦人相談所が行うこととされている被害者の一時保護について、その取組を更に充実させるとともに、一時保護の申請は原則として福祉事務所を経由することとしている都道府県に対し、被害者の緊急度等を十分勘案し、必要な場合は福祉事務所を経由していない場</p>	<p>配偶者暴力防止等に携わる地方公共団体や民間団体の関係者を対象とした「配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議（DV全国会議）」を開催し（平成 21 年 10 月開催）、都道府県や市町村における通報及び相談に係る先進的取組事例について情報提供した。また、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価の結果に対する対応について」（平成 21 年 6 月 8 日付け府共第 225 号内閣府男女共同参画局推進課長通知。以下「21 年 6 月 8 日付け課長通知」という。）により、これらの情報を踏まえた効果的な実施を図るよう都道府県等に要請した。 市町村等における相談の受付状況、関係機関との連携状況等に関する調査を、平成 22 年度に実施することとしている。 相談件数等の報告については、21 年 6 月 8 日付け課長通知により、「各都道府県の配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数報告について」（平成 21 年 2 月 9 日付け事務連絡。別紙 2 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査票記載要領）に基づき引き続き的確な報告を徹底するよう、都道府県に周知した。 (内閣府)</p> <p>(注) DVは、「Domestic Violence」の略。以下同じ。</p> <p>DV被害者の一時保護については、これまで一時保護委託費の充実、同伴児童のケアを行う指導員の配置、夜間警備体制の強化などの取組によりその機能強化・充実を図ってきており、引き続き取組を進めていく。 都道府県における一時保護の申請の受付と決定の柔軟かつ弾力的な実施、被害者の状況に応じた適切な一時保護の実施等について、都道府県主管部局あて通知（「配偶者からの暴力の被害者の一時保護機能の充実について（通</p>

勧告	政策への反映状況
<p>合でも適切に受け入れるよう徹底すること。 (厚生労働省)</p>	<p>知)」(平成21年11月25日付け雇児福発1125第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知))を发出したところである。 (厚生労働省)</p>
<p>3 被害者の自立支援の充実</p> <p>(1) 就業の促進</p> <p>公共職業安定所等における被害者の就業支援施策の効果を測定する指標を設定し、定期的にその実績を把握すること。</p> <p>また、離婚が成立していない被害者を母子家庭の母等に対する就業支援の対象とする措置の円滑な実施と利用の促進を図るため、公共職業安定所に対し、管内市町村の担当部局を的確に把握し、当該措置の趣旨・内容を周知・徹底するとともに、情報交換を密にするなど連携して業務を実施するよう指示すること。 (厚生労働省)</p> <p>(2) 住宅の確保</p> <p>都道府県等における被害者の公営住宅への優先入居等の実施状況を把握する際に、併せて、制度の広報や入居率の向上等に資する工夫事例を把握し、都道府県等に対しこれを情報提供すること。</p> <p>また、公営住宅への優先入居等の措置を講じていない都道府県等に対し、住宅事情や公営住宅ストックの状況等を勘案しつつ、当該措置を導入するよう要請すること。 (国土交通省)</p> <p>(3) 子どもの就学</p> <p>教育委員会に対し、被害者の子どもが円滑に就学できるよう、住民票を異動していない被害者の子どもの就学には二つの手続があり、地域の実情等に応じ選択できることを周知するとともに、申請時の添付書類は必要最小限のものとするよう助言すること。</p> <p>また、教育委員会及び学校に対し、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報を厳重に管理するよう周知・徹底すること。特に、</p>	<p>勧告を踏まえ、都道府県労働局に対し、「配偶者からの暴力被害者に対する就労支援の強化について」(平成21年10月5日付け職首発1005第1号・能発第1005第1号厚生労働省職業安定局首席職業指導官・職業能力開発局能力開発課長連名通知。以下「21年10月5日付け連名通知」という。)により、以下の事項を指示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所において、求職者本人からの申し出又は市町村が発行する「配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法第6条第1項第3号に該当する旨の証明書」によりDV被害者であることが判明した場合は、当該求職者に係る就労支援の状況(就職件数、公共職業訓練あっせん件数等)を厚生労働本省に定期的に報告すること。 都道府県労働局及び公共職業安定所は、管内の地方自治体との会議等の場において、DV被害者である求職者に対する支援措置について、周知を行うこと。 公共職業安定所においては、管内の市町村の担当部局を把握し、必要な連携が図られるように努めること。 (厚生労働省) <p>今回の政策評価の結果も踏まえ、今後も公営住宅への優先入居等の実態や工夫事例の把握に努めつつ、都道府県等に対する適切な情報提供を行うとともに、優先入居等の措置を導入していない都道府県等に対して、導入の要請を続けることにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援の充実に向けた取組を進めていく。</p> <p>都道府県等に対する要請文書を平成21年11月2日付けで发出した(「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」(平成21年11月2日付け国住備第93号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知))。</p> <p>また、平成21年11月1日時点での都道府県等の取組状況について調査を行い、22年1月に都道府県等に対し、工夫事例等の情報を含めた当該調査結果の提供を行った。 (国土交通省)</p> <p>都道府県教育委員会等に対し、「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について」(平成21年7月13日付け21生参学第7号文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長・初等中等教育局初等中等教育企画課長連名通知)により、以下の事項等について通知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者の子どもの就学には二つの手続があり、個々の事情に応じて選択できること。 住民票の存する市町村外の学校へ就学する際の必要書類は必要最小限のものとする。 被害者の子どもの転学先や居住地等の情報については厳重に管理すること。 <p>また、同通知において、区域外就学を認める際に必要と</p>

勧告	政策への反映状況
<p>区域外就学を認める際に必要とされる転出元の教育委員会との協議、指導要録の学校間の授受及び学齢簿に記載した旨の転出元の教育委員会への通知に関する情報制限について、教育委員会における工夫事例を情報提供すること。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>される転出元の教育委員会との協議、指導要録の学校間の授受及び学齢簿に記載した旨の転出元の教育委員会への通知に関する情報制限の工夫事例や配慮事項について情報提供した。</p> <p>併せて、全国市町村教育委員会連合会総会（平成 21 年 5 月開催）等、市町村教育長を対象とする会議において、資料「DV（配偶者からの暴力）被害者の子どもの就学について」及び「特別な事情による転学時における指導要録の取扱いについて」を配付した。</p> <p>(文部科学省)</p>
<p>(4) 住民基本台帳の閲覧等の制限</p> <p>住民基本台帳の閲覧等の制限の申出者に対する支援措置の必要性を確認する際は、被害者の負担を軽減する観点から、意見聴取する関係機関を警察等に限定しない等を市町村に徹底すること。</p> <p>また、住民基本台帳からの情報を基に事務処理を行う部局における被害者情報の管理に係る工夫事例を把握し、市町村に対し、これを情報提供するとともに、住民基本台帳担当部局と連携し更なる被害者情報の厳重な管理を行うよう助言すること。選挙人名簿の抄本の閲覧制限を行っていない市町村に対しては速やかに行うよう助言すること。</p> <p>(総務省)</p>	<p>「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する取扱いについて」（平成 21 年 5 月 27 日付け総行市第 110 号総務省自治行政局市町村課長通知）により、勧告の内容を踏まえ、支援措置に関する事務処理の状況等を再点検し、支援措置について定めた省令及び事務処理要領等に基づき適切に対応するよう、都道府県を通じて市町村に対し助言等を行うとともに、住民基本台帳からの情報を基に事務処理を行う部局における被害者情報の管理に係る工夫事例について情報提供した。</p> <p>選挙人名簿の抄本の閲覧制限については、「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する取扱いの周知徹底について」（平成 21 年 5 月 26 日付け総行選第 29 号総務省自治行政局選挙部選挙課長通知）を发出し、都道府県選挙管理委員会を通じて市町村選挙管理委員会に対して、被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する取扱いの周知徹底を図るよう助言した。</p> <p>(総務省)</p>
<p>4 関係機関の連携の推進</p> <p>支援センターを中心とした関係機関の連絡協議会の構成については、都道府県の関係機関だけでなく、国、市町村、民間団体の関係機関が参加したものとなるよう都道府県に対し助言すること。</p> <p>(内閣府)</p> <p>当該連絡協議会への参加機関が少ない国の機関（地方支分部局）については、引き続き地域の実情等を踏まえ、参加を検討するよう指示すること。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>また、既に当該指示を行っている場合には、必要に応じ指示の徹底を図ること。</p> <p>(法務省)</p>	<p>被害者の保護のための関係機関の連絡協議会の構成については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（注）の第 2 「9 関係機関の連携協力等」により望ましい在り方を提示しているところであるが、さらに、21 年 6 月 8 日付け課長通知により、都道府県の関係機関だけでなく、地域の実情に応じて、国、市町村、関係機関及び民間団体の関係機関が参加したものとなるよう努めるよう周知した。</p> <p>(注) 平成 20 年 1 月 11 日付け内閣府・国家公安委員会・法務省・厚生労働省告示第 1 号</p> <p>(内閣府)</p> <p>勧告を踏まえ、都道府県労働局に対し、21 年 10 月 5 日付け連名通知により、都道府県又は市町村の配偶者暴力相談支援センター等が関係機関の連絡協議会を開催する際には、都道府県労働局及び公共職業安定所は、積極的に参加し、公共職業安定所における支援措置について周知に努めるよう指示した。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>全国の検察庁あてに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく「基本方針」の徹底について」（平成 21 年 8 月 4 日付け事務連絡）を发出し、関係機関の連絡協議会に職員を派遣するなど適切な対応をす</p>

勧告	政策への反映状況
<p>また、関係機関の連携マニュアルの作成や被害者の支援手続の一元化等、都道府県等における関係機関の連携に係る工夫事例を把握し、都道府県等に情報提供する取組を継続すること。</p> <p style="text-align: right;">(内閣府)</p> <p>5 フォローアップの実施</p> <p>基本方針で示された被害者と同居する子どもの就学支援及び住民基本台帳の閲覧等の制限に係る施策の実施状況について、定期的にフォローアップすること。</p> <p style="text-align: right;">(文部科学省、総務省)</p>	<p>るよう指示の徹底を図った。</p> <p>入国管理局では、地方入国管理官署に対し、「地方自治体が主催する配偶者暴力（DV）対策を目的とした連絡協議会等への積極的参加について」（平成21年3月5日付け事務連絡）をもって連絡協議会等への積極的参加を指示しているところであるが、同事務連絡を発出した後は、法務省で開催した会議（平成21年5月開催）等において、各地方入国管理局・支局の配偶者暴力事案に係る統括者に対し、当該指示の徹底を図っている。</p> <p style="text-align: right;">(法務省)</p> <p>また、21年6月8日付け課長通知により、関係機関の連携に係る好事例を踏まえた効果的な実施を図るよう要請した。その上で、配偶者暴力防止等に携わる地方公共団体や民間団体の関係者を対象とした「配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議（DV全国会議）」を開催し（平成21年10月開催）、都道府県や市町村における関係機関の連携に係る先進的取組事例について情報提供したところである。さらに、同会議の報告書を、平成22年3月に全地方公共団体に配布した。</p> <p style="text-align: right;">(内閣府)</p> <p>基本方針で示された被害者と同居する子どもの就学支援に係る施策の実施状況について、実態把握を行う予定である。</p> <p style="text-align: right;">(文部科学省)</p> <p>基本方針で示された住民基本台帳の閲覧等の制限に係る施策の実施状況について、「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置対象者数について（依頼）」（平成21年4月17日付け事務連絡）により取りまとめを実施した。</p> <p>施策の実施状況の把握については、今後とも、定期的に実施する予定である。</p> <p style="text-align: right;">(総務省)</p>

(注) 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。
http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html

テーマ名	外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価（総合性確保評価） （勧告・公表日：平成21年3月3日）
関係行政機関	国土交通省、法務省

（注）「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果	
○ 評価の観点	関係6省（国土交通省、総務省、法務省、外務省、農林水産省及び経済産業省）により政策群として取り組まれている「外国人が快適に観光できる環境の整備」に関する政策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を実施
○ 評価の結果	<p>1 政策目標の達成状況</p> <p>外国人旅行者数は、目標の1,000万人に向け順調な増加を続けてきたが、今後も世界的な金融市場の混乱、景気の後退等が続けば、目標達成が困難となる可能性もある。</p> <p>国内における観光旅行消費額を増大させるには、訪日外国人旅行消費額の増加も必要であるが、国内旅行消費額に占める割合は、現行ではわずか数パーセントとなっているものの、増加傾向で推移している。今後も世界的な金融市場の混乱、景気の後退等が続く場合は、内外旅行者数の増加が見込まれず、目標を達成することは容易ではない。</p> <p>2 施策別の評価の結果</p> <p>(1) 外国人の訪日促進</p> <p>VJC事業や査証免除措置等の施策等もあり、東アジア諸国を中心に外国人旅行者数の大幅な増加をもたらしており、政策効果があったものと認められる。ただし、平成20年8月以降は、世界的な金融市場の混乱、景気の後退等により外国人旅行者数は対前年同月比で減少に転じており、従来のような外国人旅行者数の増加が望めないことも考えられる。今後は、的確な事業評価、検証を踏まえた、より効果的・効率的な施策・事業の実施が必要となっている。</p> <p>ア 情報発信（宣伝）・誘客事業</p> <p>VJC事業については、目標達成に向けた施策として、一定の有効性が認められる。しかし、VJC事業の効果的・効率的な実施という観点で見ると、①行政機関のブロック区域（地方運輸局管轄他）、都道府県等を越えた事業の広域化や誘客事業と認知度向上事業の効果的な組合せ（複合化）、②海外に対して宣伝等を行う対象地域の選定に当たり宿泊事業者等や外国語表示等外国人旅行者の受入環境の整備状況等勘案すべき要素の明確化、③VJC事業評価を実施する過程における都道府県等の関係機関との連携や評価結果の反映が不十分となっている。</p> <p>イ 査証発給手続の円滑化等</p> <p>査証発給緩和措置は、観光等短期滞在の外国人旅行者数の増加促進方策として効果を上げているとみられる。</p> <p>なお、同時に不法入国等への対応を厳格に実施すること等で、査証発給緩和措置による不法残留者数の増加は認められない。</p> <p>ウ 出入国手続の円滑化等</p> <p>20年における目標である「外国人の入国審査について、全空港での最長審査待ち時間を20分以下にする」の達成状況をみると、主要4空港（成田、羽田、中部及び関西）の平成20年の目標達成状況をみると、成田及び中部では目標を達成している月が2割程度であり、羽田及び関西ではどの月も達成していない。</p> <p>現状において実施されている審査ブースの適切な配分、入国審査官の機動的配置の実施、航空会社に対する重ねての協力依頼による機内での出入国記録カード記載の周知・徹底等、現場でできる着実な取組が引き続き有効となっている。</p> <p>(2) 魅力ある観光地づくり</p> <p>旅行費用の低廉化の取組は進展しつつあるが、接遇の向上については、外国語による十分な対応ができておらず、魅力ある観光地づくりは十分とは言えない。</p> <p>ア 外国人旅行者に対する接遇の向上</p> <p>交通事業者等は積極的だが、宿泊業者及び市区町村は消極的である。また、VJ案内所及び通訳案内士の数は順調に増加しているものの、外国語による接遇を行っていない</p>

地方公共団体案内所が多数存在するとともに、通訳案内士の活動機会の拡大は不十分である。総じて、外国人旅行者に対する接遇の向上という政策効果の発現の程度は低いと言える。

イ 旅行費用の低廉化

観光庁長官が指定した区間がある鉄道・軌道事業者の旅行費用の低廉化の取組は進展しつつあり、国の低廉化の促進の取組は効果を上げつつある。

ウ 魅力ある観光資源の保全・創出

景観法は平成17年6月に全面施行され、景観行政団体数及び景観計画を策定した景観行政団体数は増加している。これまでも条例に基づいた規制等により良好な景観を形成し、これにより観光客数が増加している取組例がみられることから、同法の施行により、魅力ある観光資源の保全・創出への効果が見込まれる。

※ 下表は、平成21年9月1日に法務省が、同年9月2日に国土交通省がそれぞれ回答したものについて、22年3月末現在で補正したものである。

勧告	政策への反映状況
<p>1 国土交通省は、V J C事業をより効果的・効率的に実施するため、次の措置を講ずること。</p> <p>(1) 事業の広域化、複合化を推進するため、事業をより戦略的に実施すること。</p> <p>(2) 各国・地域の旅行市場において求められている日本への旅行ニーズ、外国人受入環境の整備状況等選定に当たって勘案すべき要素を明確にした上で、ツアー造成等の成果が期待できる国内地域を事業対象地域として選定すること。</p> <p>(3) V J C事業を立案・実施する都道府県等の関係機関と連携して事業評価を実施するとともに、事業評価結果をその後の事業の立案に反映させること。</p> <p>(注)「ビジット・ジャパン・キャンペーン」 平成15年から国、地方公共団体、民間事業者等が共同して、訪日旅行需要が大きい国・地域を対象に旅行会社招請事業、メディア招請事業等により日本の魅力を情報発信し、ツアー造成等につなげる「訪日促進キャンペーン」である。また、「V J C事業」は、観光庁が実施する「本部事業」と、地方運輸局が地方公共団体等と連携して実施する「地方連携事業」とから成る。</p> <p>2 法務省は、出入国手続の円滑化等を促進するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>(1) 入国審査が著しく集中する空港及び時間帯等において、待合ス</p>	<p>【国土交通省】 V J C事業は、対象市場やターゲット層を絞るなど戦略的に実施し、また、各年度の事業実施方針では、過去の事業評価の結果を踏まえ、これに必要な事項を反映しているが、今回の勧告を踏まえ、特に事業の広域化、複合化が重要である地方連携事業については、広域を対象として、統一したテーマにより域内各地の観光魅力を組み合わせようとする事業や当該ブロック全体の認知度を向上させようとする事業等を重点的に採択することとし、これらを平成21年度事業実施方針（平成21年3月18日）に明記することで事業全体の戦略的实施を確保することとした。 また、地方連携事業に対する事業評価に際しては、事業を共同実施する地方自治体等との連携を徹底し、その結果については次年度以降の事業の企画立案に際して適宜かつ適切に活用することとする。</p> <p>【法務省】 乗客等に関する事項の事前報告の活用等による日本人用ブースと外国人用審査ブースのより適正な振り分けや、</p>

勧告	政策への反映状況
<p>ペースや審査ブース数等の施設の条件に応じて、審査ブース及び入国審査官の配分（配置）が最適であるかについて更に検証し、その上で入国審査の待ち時間を短縮するために一層の機動的な運用を行うこと。</p> <p>(2) 航空会社に対し、出入国記録カードが適切に記載されるよう一層の協力依頼を行うとともに待ち時間情報を提供すること。</p> <p>3 国土交通省は、外国語による接遇の向上のため、次の措置を講ずること。</p> <p>(1) 中小規模の宿泊業者が外国人旅行者を積極的に受け入れることで、多様化する観光の選択肢に応えることになり、また、受入環境の整備に大いに寄与することとなることから、一部の中小規模の宿泊業者が受入れに消極的である原因を分析するとともに、積極的に外国人旅行者を受け入れている中小規模の宿泊業者の推奨事例の情報を提供すること。</p> <p>(2) 国際観光の振興に寄与することを目的として導入されたホテル・旅館の登録制度を、外国人旅行者の受入促進に有効に機能させる観点から、一部の登録ホテル・旅館において外国語による接遇を行っていない原因を分析し、</p>	<p>実際の到着便の状況に応じた入国審査官の機動的な配置、上陸審査場の混雑状況に応じた乗客の誘導等により、臨機応変な審査体制をとっているが、平成21年度から、主要空海港（成田、中部、関西、羽田、福岡、新千歳空港及び博多港）においてバイオ機器操作補助員（注1）を上陸審査場に配置し、個人識別情報取得に係る機器操作説明等を行い、入国手続の円滑化（時間短縮）を図っている。</p> <p>（注1）「バイオ機器操作補助員」とは、入国手続を円滑に行うため、上陸審査場において、上陸審査を受ける外国人に対し個人識別情報取得に係る機器の操作説明等を行う者のことである。</p> <p>平成21年度補正予算により、成田空港第2旅客ターミナルビルの上陸審査場手前に左右両ゾーンの混雑状況を表示するための「混雑状況表示用電子掲示板」を設置し、乗客が任意にゾーンを選択・移動できるようにしている。</p> <p>なお、空港の入国管理官署では、従前から以下の措置等を講じてきているが、勧告の趣旨を踏まえ、今後も引き続き取り組んでいくこととしている。</p> <p>① 空港関係機関の定例会合等における航空会社に対する機内での出入国記録カード記載の周知・徹底の協力依頼</p> <p>② 主要空港（成田、関西、中部空港）における入国手続案内相談員（平成19年11月設置）による出入国記録カードの記入案内</p> <p>③ いわゆる「フォークレーン方式」（注2）を導入している空海港における外国人審査用レーンでの審査待ち時間の表示</p> <p>（注2）「フォークレーン方式」とは、上陸審査場に到達した外国人乗客が1本の蛇行したレーンに沿って並び、同レーンの先端に到達した者から順次、空いた審査ブースに枝分かれ状に進む方式のことである。</p> <p>【国土交通省】 全ての登録ホテル・旅館を対象とした実態調査を実施し、この調査を通じ、より詳細に実態を把握した上で、登録ホテル・旅館において外国語による接遇が進んでいない理由を分析し、課題の整理を行っている。また、登録ホテル・旅館以外の宿泊施設における訪日外国人受入の状況についても調査し、登録ホテル・旅館以外の宿泊施設における外国人接遇に係る課題の整理を行っている。</p> <p>その上で、ホテル・旅館のみならず、宿泊施設全体としてどのような姿が求められるのか、また、その姿を実現するために国や業界団体等の関係者がそれぞれ何をすべきか、訪日外国人旅行者数のさらなる拡大に対応した我が国の宿泊施設のあり方について検討し、所要の法制度改正・概算要求等に反映させることなどにより、情報提供の面も含めた現行の登録制度に係る具体的な改善策を講ずることとしている。</p> <p>なお、これらの検討に当たっては、平成21年9月に、有識者、関係団体、関係行政機関等からなる検討会を設け、議論を行ってきたところである。</p>

勧告	政策への反映状況
<p>ホテル・旅館の登録制度を有効に機能させるための必要な措置を講ずること。</p> <p>4 国土交通省は、観光案内所の充実強化のため、国際観光振興機構と連携し、外国人旅行者の利用が増えているV J案内所以外の地方公共団体案内所に対して、外国語対応等、支援方策について検討すること。</p> <p>5 国土交通省は、我が国・地域の魅力を正確かつ適切に伝えるため、通訳案内士について、次の措置を講ずること。</p> <p>(1) 通訳案内士の活動機会の拡大が不十分となっている原因を分析し、通訳ガイド検索システムへの掲載の推進等通訳案内士の活動機会が一層拡大されるような施策を検討すること。</p> <p>(2) 非居住者合格者の登録が進まない原因を分析し、円滑な登録に向けた対策を検討すること。</p>	<p>【国土交通省】 全国の都道府県及び政令指定都市を通じて各市区町村に対し、市区町村内の観光案内所の現状についての調査を実施し、外国人旅行者の利用が増えているビジット・ジャパン案内所以外の案内所の状況把握に努めているところである。 当該調査結果を取りまとめの上、これら案内所に対して、どのような支援が可能であるかを、国際観光振興機構と連携し検討する。</p> <p>【国土交通省】 通訳案内士制度（全般）の見直しについては、平成 21 年 6 月より抜本的な見直しも視野に入れた検討を行うために「通訳案内士のあり方に関する検討会」を開催しており、平成 22 年 6 月を目途に結論を得る。</p>

(注) 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。
http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html

イ 評価の結果の政策への反映状況（前回報告の状況及びその後の状況）

テ ー マ 名	自然再生の推進に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成 20 年 4 月 22 日)
関係行政機関	農林水産省、国土交通省、環境省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果	
○ 評価の観点	自然再生の推進政策が、自然再生推進法（平成 14 年法律第 148 号）（以下本表及び下表において「法」という。）及び自然再生基本方針（平成 15 年 4 月 1 日閣議決定）（以下本表及び下表において「基本方針」という。）に照らして、どの程度効果を上げているかなど総合的な観点から全体として評価を実施
○ 評価の結果	<p>当省が実施した意識等調査、実地調査等の結果をみると、平成 14 年に法が制定されたことを契機として、国や都道府県が実施する自然再生事業数の増加、法定協議会及び法定外協議会数の増加、自然再生活動を行っている NPO 法人数の増加、自然環境学習の実施回数の増加など、多様な主体による自然再生への取組・参加が増加している状況がみられることから、法の制定による一定の効果がみられた。</p> <p>しかしながら、①法定外協議会の設置数、国、地方公共団体及び NPO 法人による自然再生事業数が増加傾向にあるにもかかわらず、法定協議会の設置は必ずしも十分に進んでいるとはいえない、②法に基づく自然再生事業は、1 法定協議会を除いてすべて公共事業として実施されているものであり、地域住民や NPO 法人等が主導し実施者となって、法に基づく自然再生事業を実施している状況はほとんどみられない、③法定協議会は、法及び基本方針に基づき協議会の運営を行っているが、自然再生事業の進捗状況を見ると、必ずしも効率的・効果的な協議会の運営となっていない、④国が設置した推進会議及び地方ブロック会議は、自然再生を総合的、効率的かつ効果的に推進する上で関係省庁間における連絡調整が十分なものとなっていない、⑤専門家会議は、地域の法定協議会の効果的な取組への支援を十分に行うことができるようになっていない、⑥法定協議会に対する国及び地方公共団体における各種支援・措置は、法定協議会を設置しようとする十分なインセンティブとなっていないなどの課題が認められ、自然再生推進政策を一層推進し、その効果を発現させるためには、これらの課題の解消が必要となっている。</p>

※ 下表の「政策への反映状況」の□で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回報告（平成 21 年 5 月 22 日）以降に関係行政機関がとった措置である。

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び□その後の状況)																				
<p>主務省は、今後の自然再生推進政策を効果的に推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>1 法に基づく自然再生事業の在り方・方法等の見直し 法に基づく自然再生事業において、法定協議会の設置等の事業の立上げ時点における支援の充実・強化を図ることなどにより、法に基づく自然再生事業とすることの意義・メリットをいかし、地域住民、NPO 法人等が実施者となって主体的・継続的に取り組むことができるようにすること。</p>	<p>【環境省、農林水産省、国土交通省】</p> <p>① 自然再生専門家会議、地域の自然再生協議会等から意見を伺い、地域の自然再生の取組の効果的な推進、生態系の保全・再生の重要性の強調、全国的・国際的視点の強化、学習・研究の推進等の観点から、基本方針の見直しを実施(平成20年8月5日～9月3日にパブリックコメントを実施)し、その結果を反映した新基本方針を決定(平成20年10月31日閣議決定)</p> <p>新基本方針において、国は、協議会等に対する技術的支援を行うため必要に応じて自然再生専門家会議を開催すること、協議会の設立や協議会間の情報交換、地域住民・民間団体等が行う自然再生活動等への支援を行うこと、地方公共団体と協力して自然再生の推進に努めることなどを追加</p> <p>② 法の具体的活用事例等を掲載したパンフレット「自然再生を進めるために」(以下、「運用パンフレット」という。)を作成し、自然再生協議会の設立を検討している地域等へ配布することによる普及啓発を実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 関係省庁と連携の下、自然再生協議会の特徴(メリット)、自然再生協議会の立ち上げ・運営の手法等を掲載したパンフレット「自然再生を進めるためにー自然再生協議会立ち上げ・運営の手引きー」(以下、「運用パンフレット」という。)を作成し、地方公共団体、NPO、地域住民等に配付し普及啓発を実施</p> <p>また、同運用パンフレットにおいて、自然再生事業に活用可能な国の自然再生事業関連制度・概要を周知</p> <p>《参考》</p> <p>表1 自然再生協議会の設置数及び事業の進捗状況</p> <table border="1" data-bbox="708 1480 1326 1720"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>18年度</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然再生協議会設置数</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>全体構想作成済み協議会数</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>実施計画作成済み協議会数</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>② 平成 19 年 6 月にはNPO法人の発意による初めての自然再生協議会(中海自然再生協議会)が設立。平成 21 年 5 月にも同様に久保川イーハートープ自然再生協議会が設立</p> <p>【環境省】</p> <p>① 「自然再生活動推進費」により、地域の自然環境に関する情報収集や自然再生の普及啓発等を引き続き実施</p> <p>また、平成 21 年度に向けて、自然再生協議会の設立・</p>	区 分	18年度	19	20	21	自然再生協議会設置数	18	19	20	21	全体構想作成済み協議会数	15	18	19	21	実施計画作成済み協議会数	8	9	12	14
区 分	18年度	19	20	21																	
自然再生協議会設置数	18	19	20	21																	
全体構想作成済み協議会数	15	18	19	21																	
実施計画作成済み協議会数	8	9	12	14																	

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>2 法定協議会の運営方法等の見直し</p> <p>法定協議会の効果的・効率的な運営、法に基づく自然再生事業の適切な実施を図る観点から、次の事項を実施すること。</p> <p>(1) 法定協議会において、地域が自然再生の実現に向けて長期的・継続的に取り組むための円滑な合意形成が図られるよう、参加者の確保及び合意形成の方法について必要な情報提供などの支援を行うこと。</p>	<p>技術的支援を行うための事業内容を追加</p> <p>② 環境省ホームページ、パンフレット等を用いて、自然再生についての普及啓発を引き続き実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 「自然再生活動推進費」により、地域の自然環境に関する情報収集や自然再生の普及啓発等を引き続き実施</p> <p>また、平成 21 年度から、自然再生協議会の設立・技術的支援を行うため、自然再生専門家会議委員や先進的な自然再生協議会構成員等を交えたワークショップ等の開催などの事業を追加</p> <p>② 自然再生に関する普及啓発及び、自然再生に関わる者に対し必要な各種の情報を提供し、相談に効果的に対応することを目的として、環境省ホームページの改訂等を実施。具体的には、自然再生事業関連制度一覧、各自然再生協議会の取組状況、自然再生事業実施地区の概要、自然再生専門家会議の開催状況等について最新情報を掲載</p> <p>また、自然再生を実施しようとする者の理解を助けるため、自然再生基本方針の変更を踏まえ、自然再生推進法の趣旨・内容を分かりやすく解説したパンフレット「自然再生推進法のあらまし」を改訂。具体的には、自然再生推進法施行後 5 年間の実施状況の検証、第三次生物多様性国家戦略及び生物多様性基本法の策定等、基本方針の変更の背景の解説、変更のポイント、内容の分かりやすい解説等を追加</p> </div> <p>【環境省、農林水産省、国土交通省】</p> <p>① 運用パンフレットにおいて、協議会の組織化及び運営に当たっての工夫事例を掲載し、必要な情報提供を実施</p> <p>② 自然再生協議会情報連絡会議を開催し、合意形成や参加者確保に向けた取組に関する課題への対応状況などについて、協議会レベルでの情報交換を実施</p> <p>(参考)</p> <p>西日本：平成 20 年 11 月 5 日～6 日、広島市(八幡湿原)</p> <p>東日本：平成 21 年 1 月 20 日～21 日、三鷹市(野川)</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)															
<p>(2) モニタリング等において科学的な検証が可能となる目標を設定することができるよう、目標の設定方法についての情報や目標の設定に必要な自然環境データを提供すること等必要な措置を講ずること。</p>	<p>① 自然再生協議会の組織化（設立の発意・参加者の募集、自然再生協議会規約の作成）及び運営（合意形成の円滑化等）方法及び全国の工夫事例を記載した運用パンフレットを作成し、自然再生に取り組む地域や自然再生協議会などへ配布するなど情報提供を実施</p> <p>② 関係省庁と連携の下、自然再生協議会間の情報・意見交換や、関係省庁からの情報提供等を行うことにより、協議会の運営や事業実施の向上を図るため自然再生協議会情報連絡会議を開催。同会議において、参加者の確保及び合意形成の方法などについて協議会レベルでの情報・意見交換を実施</p> <p>表2 自然再生協議会情報連絡会議の開催状況</p> <table border="1" data-bbox="703 723 1339 1176"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>名称</th> <th>開催年月日</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>自然再生協議会情報連絡会議（東日本）</td> <td>平成 21 年 1 月 20 日～21 日</td> <td>・自然再生事業地視察（野川地区） ・取組紹介、情報交換</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">21</td> <td>自然再生協議会情報連絡会議（東日本）</td> <td>平成 21 年 9 月 10 日～11 日</td> <td>・自然再生事業地視察（釧路湿原） ・取組紹介、情報交換</td> </tr> <tr> <td>自然再生協議会情報連絡会議（西日本）</td> <td>平成 21 年 12 月 1 日～2 日</td> <td>・自然再生事業地視察（阿蘇草原） ・取組紹介、情報交換</td> </tr> </tbody> </table> <p>【環境省、農林水産省、国土交通省】</p> <p>① 基本方針の見直しを行い、新基本方針において、自然再生の目標については、①持続的に良好な状態を維持することが技術的にも社会経済的にも可能な自然環境を目標として設定すること、②その中で、自然の復元力やサイクルを踏まえた持続可能性を考慮して、長期及び短期の目標を設定することが重要であること、③目標は、わかりやすく、出来る限り具体的なものとする必要があり、その設定方法として、自然再生事業の対象地の自然環境の変遷の分析を踏まえて検討を行い、過去の特定の時期の状況を目標とする、あるいは地域の特徴的な種や生態系の状態に着目して目標を設定することなどを追加</p> <p>② 運用パンフレットにおいて、目標設定の考え方や具体例を記載し、目標の設定方法に関する情報提供を実施</p> <p>○ 自然再生全体構想における目標設定の考え方や目標を実現させるための手法、全国の具体例を記載した運用パンフレットを作成し、自然再生に取り組む地域や自然再生協議会などへ配布するなど情報提供を実施</p>	年度	名称	開催年月日	主な内容	20	自然再生協議会情報連絡会議（東日本）	平成 21 年 1 月 20 日～21 日	・自然再生事業地視察（野川地区） ・取組紹介、情報交換	21	自然再生協議会情報連絡会議（東日本）	平成 21 年 9 月 10 日～11 日	・自然再生事業地視察（釧路湿原） ・取組紹介、情報交換	自然再生協議会情報連絡会議（西日本）	平成 21 年 12 月 1 日～2 日	・自然再生事業地視察（阿蘇草原） ・取組紹介、情報交換
年度	名称	開催年月日	主な内容													
20	自然再生協議会情報連絡会議（東日本）	平成 21 年 1 月 20 日～21 日	・自然再生事業地視察（野川地区） ・取組紹介、情報交換													
21	自然再生協議会情報連絡会議（東日本）	平成 21 年 9 月 10 日～11 日	・自然再生事業地視察（釧路湿原） ・取組紹介、情報交換													
	自然再生協議会情報連絡会議（西日本）	平成 21 年 12 月 1 日～2 日	・自然再生事業地視察（阿蘇草原） ・取組紹介、情報交換													

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>(3) 科学的知見に基づく専門的な協議の実施において、自然環境専門家の知見を十分に活用した分科会等を設置するなどにより効果的に進めている事例を収集し、これらの情報を提供すること。 また、法定協議会からの要請に応じて必要な自然環境専門家を紹介するなどの支援を行うこと。</p> <p>3 国の支援の充実等 自然再生を総合的、効果的かつ効率的に推進する観点から、次の事項を実施すること。</p> <p>(1) 自然再生推進会議及び地方ブロック会議における関係省庁間の連絡調整の充実を図ること。</p>	<p>【環境省、農林水産省、国土交通省】</p> <p>① 基本方針の見直しを行い、新基本方針において、国は、協議会等に対する技術的支援を行うため、協議会の設立や協議会間の情報交換、地域住民・民間団体等が行う自然再生活動等への支援を行うとともに、地方公共団体と協力して自然再生の推進に努めることを追加</p> <p>② 自然再生協議会情報連絡会議を開催し、分科会等の設置事例や課題への対応状況などについて、協議会レベルでの情報交換を実施</p> <p>③ 運用パンフレットにおいて、分科会の設置事例等を掲載し、効果的に自然再生を進めている事例等の情報提供を実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>① 関係省庁と連携の下、自然再生協議会情報連絡会議を開催し、分科会等の設置事例や課題への対応状況などについて、協議会レベルでの情報・意見交換を実施</p> <p>② 自然再生協議会の運営に当たって、分科会等の設置方法、分科会等を設置し効果的に自然再生を進めている事例等を記載した運用パンフレットを作成し、自然再生に取り組む地域や自然再生協議会などへ配布するなど情報提供を実施</p> </div> <p>【環境省】</p> <p>自然再生活動推進費の平成 21 年度予算において、地域の自然再生協議会へ自然再生専門家会議委員の派遣や他の自然再生協議会からの講師派遣等を行い、技術的な課題の解決に向けた取組を進めるための事業内容を追加</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>平成 21 年度から、「自然再生活動推進費」により、地域の自然再生協議会へ自然再生専門家会議委員の派遣や先進的な自然再生協議会からの講師派遣等を行える事業を追加</p> </div> <p>【環境省、農林水産省、国土交通省】</p> <p>① 平成 20 年 3 月 27 日、自然再生推進会議を開催し、法及び基本方針の見直しについて検討を実施 また、20 年 10 月 23 日、自然再生推進会議を開催し、関係省庁で基本方針の変更案について、最終確認等を実施</p> <p>② 地方支分部局に対し、「自然再生の推進のための地方ブロックにおける連絡調整の充実について」(平成 20 年 7 月 18 日付け事務連絡)を発出し、各地方ブロック会議において設置要領を作成すること、必要に応じて自然再生協議会構成員等を参加させること、連絡調整の内容を強化すること、会議開催を徹底することについて、要請</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)						
<p>また、自然再生専門家会議については、同会議が地域の法定協議会の効果的な取組に向けての支援を行うことができるようにするなど、有効に活用されるよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 地域住民、地域で活動するNPO法人等が実施者となって行う自然再生を推進するため、相談窓口の周知を含め、地域における自然再生に関する普及啓発活動を</p>	<p>① 関係省庁と連携の下、自然再生推進会議幹事会を開催し、自然再生協議会で作成された実施計画の審議を行うなど、引き続き、自然再生に関する連絡調整を実施</p> <p>表3 自然再生推進会議幹事会の開催状況</p> <table border="1" data-bbox="715 465 1385 703"> <thead> <tr> <th>開催年月日</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年3月18日</td> <td>「石西礁湖自然再生事業」、「巴川流域麻機遊水地自然再生事業」の実施計画を審議</td> </tr> <tr> <td>平成21年7月16日</td> <td>「上サロベツ自然再生事業」、「阿蘇草原自然再生事業」、「久保川イーハトープ自然再生事業」の実施計画を審議</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 全国8地方ブロック(北海道、東北、関東、北陸・中部、近畿、中国・四国、九州、沖縄)において、実施内容、構成員、開催回数等を定めた「地方ブロック会議設置要領」を作成し、会議開催を徹底するとともに、関係省庁間における連絡調整を充実・強化</p> <p>【環境省】 平成20年10月17日に開催した「地方環境事務所長会議」等において、自然再生の推進に向けて、関係省庁の地方支分部局との連携強化について要請</p> <p>【環境省、農林水産省、国土交通省】 新基本方針において、国は、協議会等に対する技術的支援を行うため必要に応じて自然再生専門家会議を開催することを追加 平成20年9月17日～18日、自然再生専門家会議が、阿蘇草原再生協議会再生事業対象地区の現地調査を行い、協議会関係者との意見交換、学術的観点からの指導等を実施</p> <p>平成21年10月29日～30日、自然再生専門家会議が、石西礁湖自然再生協議会再生事業対象地区の現地調査を行い、協議会関係者との意見交換、学術的観点からの指導等を実施</p> <p>【環境省】 自然再生活動推進費の平成21年度予算において、自然再生専門家会議委員が地域の協議会へ継続的に指導・助言できるよう事業内容を追加</p> <p>平成21年度から、「自然再生活動推進費」により、自然再生専門家会議委員が地域の協議会へ指導・助言を行える事業を追加</p> <p>【環境省、農林水産省、国土交通省】 運用パンフレットにおいて、相談窓口の目的や設置状況を掲載し、相談窓口の周知・普及啓発を実施 なお、環境省、農林水産省及び国土交通省ホームページにおいて、相談窓口を周知するほか、自然再生専門家会議の資料・議事録の公開、全国的な自然再生の取組状況の公</p>	開催年月日	内容	平成21年3月18日	「石西礁湖自然再生事業」、「巴川流域麻機遊水地自然再生事業」の実施計画を審議	平成21年7月16日	「上サロベツ自然再生事業」、「阿蘇草原自然再生事業」、「久保川イーハトープ自然再生事業」の実施計画を審議
開催年月日	内容						
平成21年3月18日	「石西礁湖自然再生事業」、「巴川流域麻機遊水地自然再生事業」の実施計画を審議						
平成21年7月16日	「上サロベツ自然再生事業」、「阿蘇草原自然再生事業」、「久保川イーハトープ自然再生事業」の実施計画を審議						

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)										
<p>推進すること。</p> <p>(3) 自然再生をいかした自然環境学習が効果的に実施されるよう、自然環境学習プログラムの具体的な例を情報提供するなどの支援を充実すること。</p>	<p>表等を引き続き実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>自然再生相談窓口の目的や設置状況を掲載した運用パンフレットを作成し、相談窓口の周知・普及啓発を実施</p> <p>また、環境省、農林水産省、国土交通省ホームページにおいて相談窓口の周知、自然再生専門家会議の資料・議事録の公開、全国的な自然再生の取組状況の公表等を引き続き実施</p> </div> <p>【環境省】</p> <p>① 自然再生活動推進費により、自然再生の取組を進める地域におけるワークショップやセミナー開催など自然再生の推進に向けた普及啓発活動を引き続き実施</p> <p>② 平成 21 年度予算において、自然再生専門家会議委員や他の協議会からの講師派遣等により、地域レベルでの課題解決に向けた取組を支援するための事業内容を追加</p> <p>③ 平成 20 年 10 月 17 日に開催した「地方環境事務所長会議」等において、自然再生の推進に向けて、各地域における自然再生に関する普及啓発活動の推進等を要請</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 平成 21 年度から、自然再生活動推進費により、自然再生専門家会議委員や他の自然再生協議会からの講師を派遣し、地域レベルでの課題解決に向けた取組を支援するための事業を追加</p> <p>併せて、引き続き、自然再生の取組を進める地域におけるワークショップやセミナー開催など自然再生の推進に向けた普及啓発活動を実施</p> <p>《参考》</p> <p>表 4 ワークショップ等の開催状況 (単位：回)</p> <table border="1" data-bbox="707 1272 1326 1384"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 18 年度</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>25</td> <td>18</td> <td>30</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>【環境省、農林水産省、国土交通省】</p> <p>① 基本方針の見直しを行い、新基本方針において、①学校教育における環境教育の充実を図るとともに、国民ひとりひとりの環境保全への意識の高まりに応えるよう、家庭、学校、地域、企業などにおける生涯にわたる質の高い環境教育・学習の機会の多様化を図ることが重要であること、②様々な形の環境教育・学習を進める際に、自然再生事業を実施している地域が積極的に活用されるようにしていくことが大切であること、③そのため、学校教育機関及び研究機関、博物館及び公民館等の社会教育施設など、地域の関係機関との協力と連携を強化する必要があることなどを追記</p> <p>② 運用パンフレットにおいて、自然環境学習の意義や自然再生事業地を活用した自然環境学習の取組方法の事例を情報提供し、効果的な自然環境学習を推進</p> <p>③ 自然再生協議会情報連絡会議を開催し、自然環境学習の取組内容や課題への対応状況などについて、協議会レベルでの情報交換を実施</p>	区 分	平成 18 年度	19	20	21	開催回数	25	18	30	40
区 分	平成 18 年度	19	20	21							
開催回数	25	18	30	40							

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)						
	<p>① 自然環境学習を通じた自然再生への理解の促進、自然再生事業地を自然環境学習の場として活用するなど、自然環境学習の意義や取組事例等を掲載した運用パンフレットを作成し、自然再生に取り組む地域や自然再生協議会などへ配布するなど情報提供を実施</p> <p>② 関係省庁と連携の下、自然再生協議会連絡会議を開催し、自然環境学習の取組内容等について、協議会レベルでの情報・意見交換を実施</p> <p>《参考》 表5 地域の関係機関との連携（例）</p> <table border="1" data-bbox="694 660 1340 1025"> <thead> <tr> <th data-bbox="703 660 850 696">協議会名</th> <th data-bbox="850 660 1334 696">連携状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="703 696 850 831">竜串自然再生協議会</td> <td data-bbox="850 696 1334 831">地元小学校の総合学習の時間に、竜串自然再生協議会の委員が講師となって、竜串自然再生事業の各分野（山、海等）をテーマとした授業を実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 831 850 1025">阿蘇草原再生協議会</td> <td data-bbox="850 831 1334 1025">草原環境学習小委員会が、阿蘇郡市内の小中学校を対象に草原再生に関する環境学習を行う「草原キッズプロジェクト」を実施。この一環として、地元小学校において、年間を通じて草原環境学習プログラムなどを実施</td> </tr> </tbody> </table>	協議会名	連携状況	竜串自然再生協議会	地元小学校の総合学習の時間に、竜串自然再生協議会の委員が講師となって、竜串自然再生事業の各分野（山、海等）をテーマとした授業を実施	阿蘇草原再生協議会	草原環境学習小委員会が、阿蘇郡市内の小中学校を対象に草原再生に関する環境学習を行う「草原キッズプロジェクト」を実施。この一環として、地元小学校において、年間を通じて草原環境学習プログラムなどを実施
協議会名	連携状況						
竜串自然再生協議会	地元小学校の総合学習の時間に、竜串自然再生協議会の委員が講師となって、竜串自然再生事業の各分野（山、海等）をテーマとした授業を実施						
阿蘇草原再生協議会	草原環境学習小委員会が、阿蘇郡市内の小中学校を対象に草原再生に関する環境学習を行う「草原キッズプロジェクト」を実施。この一環として、地元小学校において、年間を通じて草原環境学習プログラムなどを実施						

(注) 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。
(http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html)

テーマ名	P F I 事業に関する政策評価（総合性確保評価） （勧告・公表日：平成 20 年 1 月 11 日）
関係行政機関	内閣府

（注）「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果

○ 評価の観点

P F I の推進施策が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）の目的や基本方針に照らして、どの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価を実施

○ 評価の結果

調査対象事業 163 件のうち、V F M (Value For Money) の額及び V F M 率の見込みが判明した 106 件（事業が終了した 1 件を含む。）の合計で約 2,726 億円、約 20.3% の公的財政負担の縮減が見込まれており、今後、P F I 事業が適切に推進されれば、相当の効果が発現するものと考えられる。

しかし、P F I 事業の各実施段階において、以下のとおりの問題・課題が認められ、その解消が必要となっている。

【事業実施段階における問題・課題】

- ① V F M について、i) 公共施設等の管理者の V F M 算出に関する知識・ノウハウが不十分なため、コンサルタントが算出した V F M を十分チェックしていないものが 16 件ある、ii) V F M の算出のために必要な従来の公共事業と P F I による公的負担額を公表しているものは 26 件のみ。さらに、コストの削減根拠や割引率の設定根拠まで公表しているものは、それぞれ 1 件及び 2 件のみ、iii) 民間事業者を選定した際、民間事業者の事業計画に基づく V F M について、公表していないものが 20 件、算出自体を行っていないものが 12 件あることなど、客観性及び透明性が確保されているとは認め難い状況になっている。
- ② 官と民とのリスク分担について、i) 同種施設における同様のリスク項目の分担が事業間でまちまちになっている、ii) アンケート結果によると、リスク分担の設定について官と民とで意見の相違があったとするものが、双方で 3 割以上あることなど、官民双方がリスク分担に苦慮している状況がみられる。
- ③ 民間事業者による公共サービスの提供状況や経営状況を公共施設等の管理者等が確認するモニタリングについて、i) 施設の建設段階において完工確認が十分でなかったため、施設が破損し、負傷者が発生した事例が 1 件ある、ii) P F I 事業の経理上の独立性が確保されていないものが 3 件あることなど、モニタリングが十分に行われているとは必ずしも認め難い状況がみられる。
- ④ P F I 事業の発注や応募について、i) 発注者が性能発注としたつもりであっても、民間事業者が仕様発注と認識し、その創意工夫の発揮が妨げられたとしているものが 15 件あること、ii) 民間事業者の提案費用の平均は約 3,400 万円に上っており、民間事業者から提案に要する負担の軽減を求める意見・要望があることなど、民間事業者の創意工夫の発揮や応募しやすい環境が、必ずしも十分整備されているとは認め難い状況がみられる。

※ 下表の「政策への反映状況」の□で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回報告（平成 21 年 5 月 22 日）以降に関係行政機関がとった措置である。

<p style="text-align: center;">勧告</p>	<p style="text-align: center;">政策への反映状況 (前回報告の状況及び□その後の状況)</p>
<p>1 VFM算出の客観性及び透明性を確保するため、次の事項を実施すること。</p> <p>(1) 公共施設等の管理者等におけるVFMの適切な算出が推進されるよう、①VFM算出の具体的な方法を示すなどガイドラインを充実させること、②VFM算出に係る事例を蓄積し、情報提供すること、③コンサルタントへの委託の要否を検討する際にVFMを試算することや、コンサルタントが算出したVFMをチェックすることができる知識を習得できる研修を開催することなど、VFM算出に係る支援方を充実させること。</p> <p>(2) 特定事業の選定時においては、PSC、PFIのLCC、割引率等VFMの算出過程や算出方法を公表することについて、当面VFMガイドライン等の趣旨の普及啓発を図ること等所要の措置を講ずること。また、民間事業者の選定時においては、選定事業者が決定された後、当該選定事業者の事業計画に基づくVFMが算出されるとともに、その算出方法</p>	<p>① 民間資金等活用事業推進委員会（以下「PFI推進委員会」という。）（平成 20 年 7 月開催、以下同じ。）において、公共施設等の管理者等におけるVFM算定の透明性の確保について検討を行い、特定事業選定時のVFMの評価結果及びその評価過程や評価方法を具体的に公表することなどの内容を盛り込んだ「VFMに関するガイドライン」の改定を行った。</p> <p>② 「PFIアニュアルレポート」（平成 20 年 2 月公表、以下同じ。）において、VFM評価の時点、LCCの算出方法、割引率の設定方法、公共施設等の管理者等の体制についての実務的課題を整理し掲載するなど、VFM評価に関する情報提供を行った。 なお、今後もVFM算出に係る事例を蓄積し、情報提供を図ることについて検討する予定である。</p> <p>③ 今後、公共施設等の管理者等において、必要な専門的な知識を習得できる研修等の開催など、VFM評価に関する支援方を充実を図る予定である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>① 民間資金等活用事業推進委員会（以下「PFI推進委員会」という。）において、公共施設等の管理者等におけるVFM算定の透明性の確保について検討を行い、特定事業選定時のVFMの評価結果及びその評価過程や評価方法を具体的に公表することなどの内容を盛り込んだ「VFMに関するガイドライン」の改定（平成 20 年 7 月）を行った。</p> <p>② 「PFIアニュアルレポート」（平成 20 年 2 月）において、VFM評価の時点、LCCの算出方法、割引率の設定方法、公共施設等の管理者等の体制についての実務的課題を整理し掲載するなど、VFM評価に関する情報提供を行った。 また、「先行事例集」（平成 21 年 2 月）においてVFM算出に関する事例を掲載するなど、情報提供を行った。</p> <p>③ 平成 20 年 7 月から 9 月にかけて全国 5 都市で実施したPFIに関する意見交換会において、「VFMに関するガイドライン」の趣旨の普及啓発を行う等、VFM評価に関する支援方を充実を図った。</p> </div> <p>① PFI推進委員会において、特定事業選定時等において、VFM評価結果を公表する際に、VFMの評価過程や評価方法を併せて公表することを定め、公表のための様式例を提示するとともに、PSC、PFI事業のLCC、VFMの値等を公表しない場合はその理由を明示するよう、VFM等の公表方法について「VFMに関するガイドライン」の改定を行った。</p> <p>② 「PFIアニュアルレポート」やホームページ等を通じて、「VFMに関するガイドライン」の趣旨の普及啓発を行った。 また、今後「VFMに関するガイドライン」（平成 20</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>を含め公表することについて、当面VFMガイドライン等の趣旨の普及啓発を図ること等所要の措置を講ずること。</p> <p>(3) 独立採算型PFI事業の選定のための評価における需要予測及び収益性の積算に資する事例を蓄積し、情報提供すること。</p> <p>2 リスク分担が円滑に行われ、適切なリスク管理が行われるようにするため、リスク項目の分担内容及びその分担の理由を明示した事例を蓄積し、情報提供すること。また、事例蓄積を通じて、リスク分担及びリスク管理などリスクマネジメントを行う際に実務上必要な事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。</p>	<p>年7月改定)の趣旨の普及啓発を行う予定である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① PFI推進委員会において、特定事業選定時等において、VFM評価結果を公表する際に、VFMの評価過程や評価方法を併せて公表することを定め、公表のための様式例を提示するとともに、PSC、PFI事業のLCC、VFMの値等を公表しない場合はその理由を明示するよう、VFM等の公表方法について「VFMに関するガイドライン」の改定(平成20年7月)を行った。</p> <p>② 「PFIアニュアルレポート」(平成20年2月、平成21年2月)やホームページのほか、平成20年7月から9月にかけて全国5都市で実施したPFIに関する意見交換会において、「VFMに関するガイドライン」の趣旨の普及啓発を行った。</p> </div> <p>○ 今後、独立採算型PFI事業の選定のための評価における需要予測及び収益性の積算に資する事例を蓄積し、「PFIアニュアルレポート」等に掲載するなど情報提供を行うよう検討する予定である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 独立採算型PFI事業の選定のため評価における需要予測及び収益性の積算に資する事例について、「PFI事業における適切な需要予測と収益性の把握等に関する調査<事例集>」(平成21年6月)を公表し、情報提供を行った。</p> </div> <p>① 今後、リスク分担が円滑に行われ、適切なリスク管理が行われるようにするため、リスク項目の分担内容及びその分担の理由を明示した事例を蓄積し、情報提供を行うことについて検討する予定である。</p> <p>② 平成20年7月に開催されたPFI推進委員会において、資材価格の高騰や法令変更等に関するリスク分担の在り方について検討を行い、その成果を「PFI事業契約に際しての基本的考え方とその解説(案)」として取りまとめた。今後、リスクマネジメントに関する調査を実施し、その結果を踏まえ、同委員会において、リスク分担の在り方等について検討を行う予定である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① リスク項目の分担内容及びその分担の理由を明示した事例について、PFI推進委員会総合部会(平成21年6月)において資料として掲載するなど情報提供を行った。</p> <p>② PFI推進委員会において、資材価格の高騰や法令変更等に関するリスク分担の在り方について、パブリックコメントなど広く一般に意見を聴取した上で検討を行い、その成果を「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」(平成21年4月)として取りまとめた。</p> <p>また、内閣府はリスク分担及びリスク管理などリスクマネジメントを行う際に実務上必要な事項について調査を行い、「PFI事業におけるリスクマネジメントの在り方に関する調査」(平成21年3月)として取りまとめた。</p> </div>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>3 施設の設計・建設段階でのモニタリング事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。また、SPCが設立されていない場合における選定事業者の経理上の独立性を確保する上で必要な事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。さらに、モニタリングの具体的な方法に関する事例を蓄積し、情報提供すること。</p> <p>4 民間事業者の創意工夫の発揮や応募しやすい環境を整備し、PFI事業として適切な審査を行うため、次の事項を実施すること。</p> <p>(1) 要求水準の明確化のための方策等性能発注の在り方に関する事項をより明確にするため、これを具体的にガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。</p>	<p>① PFI推進委員会において、施設の設計・建設段階でのモニタリングについて検討を行い、選定事業者によるセルフモニタリングを的確に行うべきこと、重要な点について公共施設等の管理者等が直接関与することにより質を確保すること等の考え方を整理し、その成果を「PFI事業契約に際しての基本的考え方とその解説(案)」として取りまとめた。</p> <p>なお、今後も同委員会において検討を行い、「契約に関するガイドライン」への反映などを行っていく予定である。</p> <p>② 今後、SPCが設立されていない場合における選定事業者の経理上の独立性を確保する上で必要な事項を検討する予定である。</p> <p>③ 「PFIアニュアルレポート」において、モニタリング手法等に関する事例を掲載するなど情報提供を行った。</p> <p>今後もモニタリングの具体的な方法に関する事例を蓄積し、情報提供を行うことについて検討する予定である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>① PFI推進委員会において、施設の設計・建設段階でのモニタリングについて、パブリックコメントなど広く一般に意見を聴取した上で検討を行い、その成果を「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」(平成21年4月)として取りまとめた。</p> <p>② SPCが設立されていない場合における選定事業者の経理上の独立性を確保する上で必要な事項について、現在調査を行っており、調査結果を「アニュアルレポート」(平成22年5月公表予定)において公表する予定。</p> <p>③ 「PFIアニュアルレポート」(平成20年2月、平成21年2月、平成21年6月)や「PFI事業における事業契約に係る課題の整理に関する調査」(平成21年3月)において、モニタリング手法等に関する事例を掲載するなど情報提供を行った。</p> </div> <p>○ PFI推進委員会において、要求水準の明確化のための方策等性能発注の在り方について、公共施設等の管理者等の意図の明確化や業務要求水準書に対応する予定価格の設定のための方策等を検討し、その成果を「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方(案)」として取りまとめた。</p> <p>なお、今後も同委員会において検討を行い、「要求水準書作成指針(仮称)」として取りまとめる予定である。</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>(2) 募集内容を民間事業者に適切に伝えるために必要な質疑応答の機会及び期間の設定を公共施設等の管理者等が行うべきことについて、関係省庁連絡会議幹事会申合せの趣旨の周知を徹底するとともに、その具体的な手順を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。</p> <p>(3) 提案項目の絞り込み、要求水準の明確化、提案様式の標準化など提案に係る負担軽減策を講ずること。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>○ P F I 推進委員会において、要求水準の明確化のための方策等性能発注の在り方について、公共施設等の管理者等の意図の明確化や業務要求水準書に対応する予定価格の設定のための方策等をパブリックコメントなど広く一般に意見を聴取した上で検討を行い、その成果を「P F I 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方」(平成 21 年 4 月)として取りまとめた。</p> </div> <p>○ 募集内容を民間事業者に適切に伝えるために必要な質疑応答の機会等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ(平成 18 年 11 月)について、「P F I アニュアルレポート」やセミナー(平成 20 年 3 月開催)等を通じて、趣旨の周知徹底、普及啓発を行った。今後も、同幹事会申合せの趣旨の周知を徹底していくとともに、具体的な手順を明確にするための対策を検討する予定である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>○ 募集内容を民間事業者に適切に伝えるために必要な質疑応答の機会等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ(平成 18 年 11 月)について、「P F I アニュアルレポート」(平成 20 年 2 月)、セミナー(平成 20 年 3 月開催)、平成 20 年 7 月から 9 月にかけて全国 5 都市で実施した P F I に関する意見交換会等を通じて、趣旨の周知徹底、普及啓発を行った。 また、P F I 推進委員会において、管理者等と民間事業者が対話を行う方法等を盛り込んだ「P F I 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方」を取りまとめ、内閣府ホームページに掲載するなど趣旨の周知徹底、普及啓発を行った。 今後も、同幹事会申合せの趣旨の周知を徹底していくとともに、具体的な手順を明確にするための対策を検討する予定である。</p> </div> <p>○ P F I 推進委員会において、提案に係る負担軽減策について検討を行い、「P F I 事業契約に際しての基本的考え方とその解説(案)」において、事業契約に際しての考え方と条用例を提示するとともに、「P F I 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方(案)」において、公共施設等の管理者等の意図の明確化や業務要求水準書に対応する予定価格の設定のための方策等を提示した。 なお、今後も同委員会において検討を行い、それぞれ「契約に関するガイドライン」への反映、「要求水準書作成指針(仮称)」として取りまとめなどを行っていく予定である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ P F I 推進委員会において、提案に係る負担軽減策について、パブリックコメントなど広く一般に意見を聴取した上で検討を行い、その成果を「P F I 事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」(平成 21 年 4 月)及び「P F I 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方」(平成 21 年 4 月)として取りまとめた。</p> </div>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>(4) 民間事業者から創意工夫が発揮された提案を引き出したり、民間事業者の提案費用に係る負担を軽減したりするために、公共施設等の管理者等が工夫した事例を蓄積し、情報提供すること。</p>	<p>○ 「P F I アニュアルレポート」において、民間事業者の提案に関して、公共施設等の管理者等が工夫した事例を掲載するなど情報提供を行った。 今後も公共施設等の管理者等が工夫した事例を蓄積し、情報提供を行うことについて検討する予定である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 「P F I アニュアルレポート」(平成 20 年 2 月、平成 21 年 2 月、平成 21 年 6 月、平成 22 年 5 月公表予定)、「先行事例集」(平成 21 年 2 月)において、民間事業者の提案に関して、公共施設等の管理者等が工夫した事例を掲載するなど情報提供を行った。</p> </div>

(注) 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。
(http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html)

テーマ名	リサイクル対策に関する政策評価（総合性確保評価） （通知・公表日：平成19年8月10日）
関係行政機関	環境省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、財務省、厚生労働省

（注）「関係行政機関」欄には、総務省が法第16条第2項に基づき、必要な意見を付した評価書を送付した行政機関のうち、直接意見に関係のあるものを記載した。

政策の評価の観点及び結果

○ 評価の観点

循環型社会形成推進政策について、関係行政機関による各種施策がどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から評価。

○ 評価の結果

(1) 天然資源の消費抑制に関する政策効果の発現状況

循環基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画（平成15年3月14日閣議決定。以下「循環基本計画」という。）に定める資源生産性（天然資源等投入量1t当たりの実質GDP額）の向上の目標に対し、平成16年度は12年度に比べ19.6%の上昇となっており、これまでのところ一定の効果がみられる。

しかし、天然資源等投入量の推移を天然資源の種類別にみると、化石燃料系資源及び金属系資源については、近年、増加する傾向を示しており、使用量の抑制が進展していない。

(2) 環境負荷の低減に関する政策効果の発現状況

循環基本計画に定める廃棄物の最終処分量（埋立量）の削減の目標に対し、平成16年度は12年度に比べ38.9%の減少となっており、これまでのところ一定の効果がみられる。

一方、平成17年度における我が国の廃棄物の処理（焼却、埋立等）に起因する温室効果ガスの排出量をみると、京都議定書の基準年である1990年（平成2年）に比べ29.5%の増加となっている。

(3) 廃棄物等の発生抑制（リデュース）に関する政策効果の発現状況

一般廃棄物の排出量については、廃棄物処理法に定める平成17年度の間目標5,100万tに対し、17年度は5,273万tと目標未達成の状態であり、発生抑制の効果が十分とは言えない。

産業廃棄物の排出量については、目標値内の水準で推移しており、これまでのところ一定の効果がみられる。

(4) 循環資源の再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）に関する政策効果の発現状況

経済社会に投入される資源の全体量に占める循環利用量（再使用量及び再生利用量）の割合を表す指標として循環基本計画に定める循環利用率の向上の目標に対し、平成16年度は12年度に比べ27%の上昇となっており、これまでのところ一定の効果がみられる。

しかし、資源有効利用促進法の指定再生利用促進製品や容器包装リサイクル法の再商品化義務の対象品目であるにもかかわらず、相当部分が分別収集・再生利用されることなく焼却や直接埋立等により廃棄されているものがみられた。

(5) 廃棄物の適正処理の現況

一般廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、市町村に処理（収集・運搬・処分）の責任があるが、危険性、有害性等を理由に市町村による処理が行われていない品目は多岐にわたっている。こうした品目について、市町村では、専門の民間処理事業者等に引取を依頼するよう住民に対し周知・指導を行っているものの、その最終的な処理の実態については十分に把握されていない。

(6) 国等及び地方公共団体における環境物品等の調達の実況

国等の機関の取組については、平成17年度の特定期間品目（国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類）146品目のうち、一定の基準を満たす物品等の調達率が95%以上の品目は135品目であり、特定期間品目全体の9割に達している。

また、地方公共団体の取組については、環境物品等の調達方針の作成、調達の目標値の設定などの取組は、規模の小さい団体ほど低調となっている。

(7) 効率性の観点からの分析

市町村のごみ処理量1t当たりのごみ処理費用については、全体の6割強の市町村において2万円以上4万円未満の範囲にある。また、一部事務組合を設立してごみ処理事業を実施している市町村の方が、設立していない市町村よりも1t当たりごみ処理費用が低い。

※ 下表の「政策への反映状況」の□で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回報告（平成 21 年 5 月 22 日）以降に関係行政機関がとった措置である。

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及び□その後の状況)
<p>関係行政機関においては、今回の調査の過程で把握された以下の諸課題に十分に配慮し、今後の循環型社会形成推進政策の推進を図る必要があると考える。</p> <p>(1) 天然資源の消費抑制に係る評価指標の追加 天然資源のうち自然界での再生が不可能な化石燃料系資源及び金属系資源の消費を抑制するため、現行の資源生産性の指標に加え、新たに設定すべき指標として化石燃料系資源及び金属系資源の投入量に係る指標等を検討し、これを踏まえ、循環基本計画を見直すこと。</p> <p>(2) 環境負荷の低減に係る評価指標の追加 循環型社会形成推進政策の推進に当たっては、これと密接な関係にある地球温暖化対策等の分野との有機的な連携を図ることが必要である。循環型社会づくりの取組と脱温暖化社会づくりの取組を一体的に推進していくため、現行の最終処分量の指標に加え、新たに設定すべき指標として廃棄物の処理に起因する温室効果ガスの排出量に係る指標等を検討し、これを踏まえ、循環基本計画を見直すこと。</p> <p>(3) 廃棄物等の発生抑制（リデュース）の一層の促進 i) 一般廃棄物の発生抑制に係る取組事例の収集・分析及び情報の提供 一般廃棄物の発生抑制に関し、廃棄物の処理に係る手数料を排出者から徴収する有料化の施策</p>	<p>(循環基本法関係) 【環境省】 平成 20 年 3 月に循環基本計画を見直し（平成 20 年 3 月 25 日閣議決定。以下、見直した計画を「第 2 次循環基本計画」という。）、資源生産性については、次のとおり、目標を設定する主な補助指標及び推移をモニターする指標を新たに設定した。</p> <p>① 非金属鉱物資源系資源（土石系資源）の増減が天然資源等投入量全体に与える影響が大きいことから、土石系資源の投入量を除いた天然資源等投入量あたりの資源生産性を、現行の資源生産性を補足するものとして、別途目標を設定することとし、平成 27 年度において約 77 万円/t とした。</p> <p>② 化石系資源については、枯渇性資源であり特に効率的利用が求められること等から、化石系資源のみの投入量あたりの資源生産性を計測することとした。</p> <p>前年度に引き続き、土石系資源投入量を除いた資源生産性等を計測し、平成 22 年 3 月の閣議に報告した。</p> <p>(循環基本法関係) 【環境省】 第 2 次循環基本計画において、環境負荷の低減について、次のとおり、目標を設定する補助指標等を新たに設定した。</p> <p>① 平成 18 年 7 月に改定した京都議定書目標達成計画（平成 18 年 7 月 11 日閣議決定）に則り、廃棄物分野の排出削減対策の目標を設定することとし、平成 22 年度において、約 780 万 t-CO₂ の削減を目標とした。</p> <p>② 廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量及び廃棄物として排出されたものの原燃料への再資源化や廃棄物発電等により代替される化石燃料由来の温室効果ガス排出量について計測することとした。</p> <p>前年度に引き続き、廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量等を計測し、平成 22 年 3 月の閣議に報告した。</p> <p>(廃棄物処理法関係) 【環境省】 ① 一般廃棄物の発生抑制を始めごみ処理の計画的な推進について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成 20 年 6 月 19 日付け環廃対発第 080619001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）において、市町村に対し、ごみ</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>は、ごみの減量に最も効果のある施策の一つであるが、有料化施策の導入後、年月が経過するに従い効果が逡減する、いわゆるリバウンドが発生する場合がある。地方公共団体の中には、多様な施策を組み合わせることで実施することにより、ごみの減量に成果を上げている事例がみられることから、地方公共団体による有効な取組事例を収集・分析し、関係者に積極的に情報の提供を行うとともに、国民の意識向上及び行動の促進を図るため普及・啓発を推進すること。</p> <p>ii) 廃棄物等の発生抑制に関する実態の把握及び取組目標の設定 廃棄物等の発生抑制に関しては、循環基本法において、優先順位が最も高い取組として位置付けられているが、現況に関する定量的なデータが十分ではなく、廃棄物等の発生抑制を促進するための政策手段や廃棄物等の発生抑制に関する目標が確立されていない分野がみられる。廃棄物等の発生抑制に関する実態を分野</p>	<p>の有料化と併せて、分別収集区分の見直しや資源ごみの集団回収への助成、排出抑制や再生利用に取り組む小売店等への支援などごみの排出抑制や再生利用を図るための有効な施策を例示して技術的助言を行った。</p> <p>② 平成 20 年度及び 21 年度に、市町村における一般廃棄物の 3 R (リデュース、リユース、リサイクル) の取り組みを推進するため、市町村による 3 R 優良取組事例の収集・整理及び周知等を内容とした「市町村の 3 R 化改革加速化支援事業」を実施している。(21 年度予算:1,900 万円)</p> <p>平成 21 年 6 月に開催された「全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議」及び 22 年 1 月に開催された「全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部長会議」等の場において、一般廃棄物の発生抑制の取組をさらに推進するため、市町村に対し、ごみの有料化と併せて、分別収集区分の見直し、資源ごみの集団回収への助成等の施策の実施について検討を行うよう、引き続き技術的助言を行った。</p> <p>(容器包装リサイクル法関係) 【環境省】 平成 18 年 6 月の容器包装リサイクル法の改正を踏まえ、次の取組を実施している。</p> <p>① 平成 18 年度に 3 R 推進環境大臣賞を創設し、容器包装廃棄物の 3 R の推進に資する優れた取組を行っている市民団体・事業者等を表彰。表彰を通じて、3 R 推進の奨励を図るとともに、優れた取組を広く紹介することにより 3 R の普及を図っている (20 年度までに 34 件、21 年度までに 43 件の取組について表彰)。</p> <p>② 平成 19 年度に創設した容器包装廃棄物排出抑制推進員 (愛称「3 R 推進マイスター」) 制度を積極的に活用し、全国規模での普及啓発活動だけでなく、地域に根差した普及啓発活動を推進している (21 年度末までに 91 名に委嘱)。</p> <p>平成 21 年 11 月、リデュースの取組の一つであるレジ袋の削減について、富山県と共催で「ノーレジ袋推進全国フォーラム in TOYAMA」を開催し、パネルディスカッション及び富山市エコタウン内のリサイクル施設見学会等を行い、先進的な取組の情報提供などを実施した。</p> <p>(循環基本法関係) 【環境省】 第 2 次循環基本計画において、一般廃棄物の減量化に関する取組指標を拡充強化し、次のとおり、目標を設定する指標及び推移をモニターする指標を新たに設定した。</p> <p>① 1 人 1 日当たりのごみ排出量 (平成 27 年度までに平成 12 年度比で約 10%削減)</p> <p>② レジ袋辞退率 (マイバック持参率)、ごみ処理有料化実施自治体率、リデュース取組上位市町村</p> <p>前年度に引き続き、1 人 1 日当たりのごみ排出量等を計測し、平成 22 年 3 月の閣議に報告した。</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>別に把握し、これを踏まえ、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定することにより、廃棄物等の発生抑制を促進すること。</p>	<p>(容器包装リサイクル法関係) 【環境省】 平成 20 年 11 月、リデュースの取組の一つであるレジ袋削減について、地方公共団体における取組状況の調査を実施し、現状及び今後の取組の見込みを把握した。 この結果、i) 都道府県の約 8 割、市町村の約 4 割が、有料化や特典提供方式(地域通貨(エコマネー)・商品券・割引券等と交換して、商品購入に利用できる制度)などの方法で、レジ袋削減の取組を実施していること、ii) i)のうち、レジ袋の有料化による削減取組については、3 県において県全域で有料化の一斉実施が行われており、個々の市町村では 16 都道府県下の 245 市町村で実施されていることが分かった。</p> <p>平成 22 年 3 月、昨年度に引き続きレジ袋削減の地方公共団体における取組状況の調査を実施し、現状及び今後の取組を把握した結果を、5 月中に取りまとめる予定である。</p> <p>【環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省及び農林水産省】 平成 18 年 6 月の容器包装リサイクル法の改正において、容器包装を年間 50 t 以上利用する指定容器包装利用事業者に定期報告義務を設け(平成 19 年 4 月施行。20 年度から報告を徴集)、排出抑制の取組等を把握している。</p> <p>平成 20 年度及び 21 年度には、容器包装を年間 50 t 以上利用する指定容器包装利用事業者約 750 社から定期報告の提出があり、排出抑制の取組等を把握した。なお、定期報告を提出した企業のうち、約 90%は定量的又は定性的な目標設定を行っている。</p> <p>(食品リサイクル法関係) 【農林水産省及び環境省】 ① 平成 19 年 6 月の食品リサイクル法の改正において、年間 100 t 以上の食品廃棄物等多量発生事業者に定期報告義務を設け(平成 19 年 12 月施行。21 年度から報告を徴集)、発生抑制の実施量を把握することとしている。</p> <p>平成 21 年度において、20 年度分の事業者の発生抑制の実施量等について定期報告が行われ、精査・分析を行っている。</p> <p>② また、食品廃棄物等の業種別の発生抑制の目標値を定めることとしており、農林水産省統計部が毎年度調査し、公表している「食品循環資源の再生利用等実態調査結果」及び①により把握される実態等を踏まえ、その具体化を検討している。</p> <p>平成 21 年度において、食品廃棄物発生抑制推進事業(予算額 48 百万円)を実施し、外食産業における食品廃棄物の発生状況の調査を行い、専門家による検討会において分析の上、発生抑制に向けての方策を取りまとめ、事業者に周知を図った。</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>(4) 循環資源の再使用（リユース）の一層の促進 循環資源の再使用に関しては、現況に関する定量的なデータが十分ではなく、循環資源の再使用を促進するための政策手段や循環資源の再使用に関する目標が確立されていない分野が多い。循環資源の再使用に関する実態を分野別に把握し、これを踏まえ、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定することにより、循環資源の再使用を促進すること。</p>	<p>(建設リサイクル法関係) 【国土交通省及び環境省】 平成 20 年 12 月、社会資本整備審議会及び中央環境審議会(注)においてとりまとめられた「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について とりまとめ」を基に、発生抑制の取組の推進について検討している。 (注) 社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会合同会合</p>
	<p>建設リサイクル法に基づく基本方針(注)の改正を検討するに当たり、建設資材廃棄物の「排出の抑制の取組やその効果等に関する実態の把握に努め、情報の蓄積、共有及び周知を積極的に図る」旨を明記する方向で検討し、その点について、平成 22 年 2 月にパブリックコメントの募集を実施した。 (注) 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針(平成 13 年 1 月農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号)</p>
	<p>(自動車リサイクル法関係) 【経済産業省及び環境省】 平成 21 年 8 月、産業構造審議会・中央環境審議会において、自動車製造業者の発生抑制に関する取組状況について、フォローアップし、実態の把握に努めるとともに、発生抑制に関する具体的な事例の紹介を行った。</p>
	<p>(循環基本法関係) 【環境省】 第 2 次循環基本計画において、次のとおり、リユースに係る取組の推移をモニターする主な指標を新たに設定し、実態を把握することとした。 ① レンタル・リース業の市場規模 ② 詰め替え製品出荷率 ③ 中古品市場規模 ④ リターナブルびんの使用率 ⑤ 「リユースカップ」導入スタジアム数等</p>
<p>前年度に引き続き、リユースに係る取組等の実態を把握し、平成 22 年 3 月の閣議に報告した。</p>	
<p>(容器包装リサイクル法関係) 【環境省】 容器包装廃棄物の 3 R 推進に関して先駆的な地域の取組について、その効果を検証・発信することで全国的な取組を推進するため、平成 18 年度から「地域における容器包装廃棄物の 3 R 推進モデル事業」を実施(21 年度予算:1,083 万円)。事業採択においては、リデュース、リユースの取組を優先的に採択している。 また、平成 20 年 3 月から「ペットボトルを始めとした容器包装のリユース・デポジット等の循環的な利用に関する研究会」を開催し、ペットボトルを始めとした容器包装のリユースの促進について検討している。</p>	

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
	<p data-bbox="683 277 1401 519">ペットボトルを始めとする容器包装について、特にリユースの促進やデポジット等の活用による循環的な利用の促進について検討するため、「ペットボトルを始めとした容器包装のリユース・デポジット等の循環的な利用に関する研究会」の中間取りまとめ（平成20年7月）を踏まえ、ペットボトルの販売・回収・洗浄に係る実証実験等を行い、その結果を21年8月に公表した。</p> <p data-bbox="692 573 861 604">【経済産業省】</p> <p data-bbox="676 607 1417 734">リターナブルびんの導入促進を図るため、平成19年度及び20年度に実証事業を実施（委託金額：19年度1,777万円、20年度1,114万円）するなど、リターナブルびんの利用を促進している。</p> <p data-bbox="683 757 1401 884">平成20年度の実証事業において、定量的なデータの把握を行い、その結果を盛り込んだ「リターナブルびんポータルサイト」を開設し、21年度以降は、同サイトを活用した取組が進んでいる。</p> <p data-bbox="692 940 999 972">(家電リサイクル法関係)</p> <p data-bbox="692 974 999 1005">【経済産業省及び環境省】</p> <p data-bbox="676 1008 1417 1290">使用済家電（家電リサイクル法の対象機器）について、より多くの小売業者がリサイクル品との適正な仕分けに留意しつつリユース品の引取りを実施することを期待し、産業構造審議会及び中央環境審議会(注)の審議を踏まえ、「小売業者によるリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」を取りまとめ、平成20年9月に公表した。これを踏まえ、小売業者は自主的にリユース・リサイクル仕分け基準を作成し適切に運用していくこととされている。</p> <p data-bbox="692 1292 1417 1449">(注) 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ家電リサイクル制度に関するリユース等適正排出促進手法検討会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会特定家庭用機器のリユースとリサイクルのための適正引渡に関する専門委員会合同会合</p> <p data-bbox="683 1471 1401 1982">平成21年6月、特定家庭用機器の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針を改正し、i) 「特定家庭用機器の小売業者は、国が策定する小売業者のリユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドラインを踏まえてリユース・リサイクル仕分け基準を作成」及びii) 「毎年度、特定家庭用機器廃棄物の製造業者等に引き渡した台数が多い小売業者に対し、(略)当該小売業者が作成したリユース・リサイクル仕分け基準について報告を求めることが必要である」等の事項を追加した。これを踏まえて、平成21年度、製造業者等に引き渡した台数の上位20社の小売業者に対し、使用済家電（家電リサイクル法の対象機器）のリユース・リサイクル仕分け基準の作成状況について報告を求め、その取りまとめ結果（20社中13社作成等）について、21年12月に開催した産業構造審議会及び中央環境審議会において報告した。</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>(5) 循環資源の再生利用（リサイクル）の一層の促進</p> <p>① 循環資源の再生利用の促進の観点から、資源有用性の高い品目として関係法令の対象とされているにもかかわらず、その相当部分が分別収集又は再生利用されないまま、焼却や直接埋立等</p>	<p>【環境省】</p> <p>① 平成 21 年度に、家電リサイクル法に基づく製造業者等による処理が行われていない対象品目の処理実態調査等を行うため「使用済家電の流通実態・処理実態の透明化及び適正化推進事業」を実施する予定である。(21 年度予算：1,141 万円)</p> <p>② 平成 21 年度に、省エネ型製品のリユースの推進など、電気電子機器の適正なリユース促進事業を展開するため「電気電子機器のリユース推進事業」を実施する予定である。(21 年度予算：532 万円)</p>
	<p>① 平成 21 年度において、「使用済家電の流通実態・処理実態の透明化及び適正化推進事業」及び「電気電子機器のリユース推進事業」を実施し、使用済家電の品目別排出・流通の実態（推計）、消費者のリユースに関する意識、市町村等におけるリユースに関する取組状況等を把握した。</p> <p>② 平成 22 年度において、昨年度に引き続き「使用済家電の流通実態・処理実態の透明化及び適正化推進事業」を実施する（22 年度予算：1,141 万円）とともに、使用済製品等の適正なリユースの促進に向け、その可能性について検証するため「使用済製品等の総合的なリユース促進事業」を実施する予定である。(22 年度予算：5,262 万円)</p>
	<p>(建設リサイクル法関係) 【国土交通省及び環境省】</p> <p>平成 20 年 12 月、社会資本整備審議会及び中央環境審議会においてとりまとめられた「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について とりまとめ」を基に、建設資材等の再使用の総合的な取組について検討している。</p>
	<p>建設リサイクル法に基づく基本方針の改正を検討するに当たり、建設資材廃棄物の「再使用の取組に関する実態の把握に努め、情報の蓄積、共有及び周知を図る」旨を明記する方向で検討し、その点について、平成 22 年 2 月にパブリックコメントの募集を実施した。</p>
	<p>(自動車リサイクル法関係) 【経済産業省及び環境省】</p> <p>平成 21 年 7 月、産業構造審議会・中央環境審議会において、自動車製造業者や関連事業者の再使用に関する取組状況について、フォローアップし、実態の把握に努めるとともに、再使用に関する課題等の整理を行った。</p>
<p>(廃棄物処理法関係) 【環境省】</p> <p>廃棄物処理法に基づく広域認定制度（廃棄物の処理を当該製品の製造事業者等が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他適正な処理が確保されることを目的として、廃棄物処理業に関する地方公共団体ごとの許可を不要とする特例制度）において、平成 20 年度末までに、一般廃棄物 73 件、産業廃棄物 169 件が認定されている。</p>	

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>より廃棄されている品目がある。これらの品目については、関係法令の枠組みを活用すること等により、効率的な分別収集・再生利用を確保すること。</p>	<p>また、平成 20 年 10 月、廃印刷機及び廃携帯電話用装置について、効率的な再生利用等を推進するとともに、再生又は処理しやすい製品設計への反映を進めること等のため、「広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物（平成 15 年 11 月環境省告示第 131 号）」の一部を改正し、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物に追加した。</p> <p>廃棄物処理法に基づく広域認定制度において、平成 21 年度末までに、一般廃棄物 81 件、産業廃棄物 184 件が認定されている。</p> <p>また、廃消火器について、これまでは製造メーカーごとに自社が製造した廃消火器のみを回収していたが、平成 21 年 12 月に社団法人日本消火器工業会が広域認定されたことにより、全国約 5,500 箇所の収集場所で製造メーカーに関係なく廃消火器を回収することが可能となった。</p> <p>(容器包装リサイクル法関係) 【環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省及び農林水産省】</p> <p>平成 18 年 6 月の容器包装リサイクル法の改正において、市町村の分別収集による再商品化の合理化への寄与の程度を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みを創設（平成 20 年 4 月施行）し、効率的な再商品化を推進している。</p> <p>また、ペットボトルとして分別収集、再商品化されるものとして、しょうゆ加工品、みりん風調味料等のペットボトル容器を追加（平成 20 年 4 月施行）した。</p> <p>平成 20 年 4 月から事業者が市町村に資金を拠出する仕組みが施行され、20 年度分について、21 年 9 月に 1,408 市町村に対し、拠出金（約 95 億円）の支払いが行われた。</p> <p>(家電リサイクル法関係) 【経済産業省及び環境省】</p> <p>平成 20 年 12 月、家電リサイクル法施行令を改正し、対象機器として液晶テレビ、プラズマテレビ及び衣類乾燥機を追加した（平成 21 年 4 月施行）。</p> <p>平成 21 年 6 月、特定家庭用機器の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針を改正し、i) 「特定家庭用機器の小売業者は、国が策定する小売業者のリユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドラインを踏まえてリユース・リサイクル仕分け基準を作成」及び ii) 「毎年度、特定家庭用機器廃棄物の製造業者等に引き渡した台数が多い小売業者に対し、(略) 当該小売業者が作成したリユース・リサイクル仕分け基準について報告を求めることが必要である」等の事項を追加した。</p> <p>これを踏まえて、平成 21 年度、製造業者等に引き渡した台数の上位 20 社の小売業者に対し、使用済家電（家電リサイクル法の対象機器）のリユース・リサイクル仕分け基準の作成状況について報告を求め、その取りまとめ結果（20 社中 13 社作成等）について、21 年 12 月に開催した産業構造審議会及び中央環境審議会において報告した。</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>② 循環資源の再生利用に関する現行の目標が既に達成されているにもかかわらず、その後の見直しが行われていない分野等については、再生利用の進展状況を踏まえ、目標の水準、指標の設定の在り方などについて必要な見直しを行うこと。</p> <p>循環資源の再生利用に関する目標が設定されていない分野については、定量的な目標等を設定することにより、循環資源の再生利用を促進すること。</p>	<p>(再掲)</p>
	<p>(建設リサイクル法関係) 【国土交通省及び環境省】 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正し、他の特定建設資材廃棄物に比べて取組が遅れている建設発生木材の再資源化を促進するため、建設発生木材の分別の支障となる石膏ボード等の建設資材を先に取り外すよう、解体工事の工程の順序を詳細化した(平成22年4月施行)。</p>
	<p>(その他の施策) 【経済産業省及び環境省】 平成20年12月から、使用済小型家電(携帯電話、デジタルカメラ、ポータブルオーディオプレーヤー等)からの適正かつ効果的なレアメタルのリサイクルシステムの構築を目的として、「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」を開催し、使用済小型家電の回収モデル事業の実施方法と効率的回収方法等を検討している。</p>
	<p>平成21年度は、20年度の3地域と異なる特性をもつ地域を加え、全国7地域で使用済小型家電からのレアメタルリサイクルモデル事業(予算額1億5千万円)を行い、使用済小型家電の効果的・効率的な回収方法、機器に含まれるレアメタルの回収可能性やリサイクルシステムの経済性等の検討に資する情報を収集し、「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」において、検討を行った。</p> <p>平成22年度においても、引き続き同モデル事業(予算額1億4千万円)を行うとともに、「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」において、モデル事業で明らかになった課題等を整理した上で、リサイクルシステムの構築に向けた検討を行うこととしている。</p>
	<p>(資源有効利用促進法関係) 【経済産業省】 資源循環の再生利用目標値については、資源有効利用促進法等で目標値を規定するとともに、産業構造審議会廃棄物処理・リサイクルガイドラインにおいて、35品目・18業種が自主的に設定している目標値のフォローアップを行うことで、循環資源の再生利用を促進している。対象品目・業種については平成21年度中に見直しを行う予定である。</p> <p>平成21年度においては、追加候補とする品目及び業種について、関連事業者の動向等を見定めるため、見直しを行わなかったが、今後も、引き続き対象品目・業種について検討していく。</p> <p>(家電リサイクル法関係) 【経済産業省及び環境省】 平成20年12月、再商品化等基準の見直し等を内容とす</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
	<p>る家電リサイクル法施行令の改正を行い、平成 21 年 4 月から、エアコンは 60%から 70%へ、冷蔵庫・冷凍庫は 50%から 60%へ、洗濯機は 50%から 65%へ変更することとした。</p> <p>(食品リサイクル法関係) 【農林水産省及び環境省】 平成 19 年 11 月、食品リサイクル法に基づく「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(平成 19 年 11 月 30 日公表)を見直し、再生利用等実施率の目標について、食品関連事業者ごとに一律 20%以上としていたものを改め、我が国全体で達成すべき水準を業種別に設定し、平成 24 年度までに、次の実施率目標を達成することを目標としている。</p> <p>食品製造業：85% (81%) 食品卸売業：70% (62%) 食品小売業：45% (35%) 外食産業：40% (22%)</p> <p>※ () 内は平成 19 年度の統計実績。</p> <p>また、この業種別の実施率の目標を達成するため、各々の食品関連事業者に適用される実施率の目標を、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(平成 13 年 5 月財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 4 号)で定めた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>平成 20 年度分における業種別の再生利用等実施率について、精査・分析を行っている。</p> </div> <p>(建設リサイクル法関係) 【国土交通省及び環境省】 平成 20 年 12 月、社会資本整備審議会及び中央環境審議会においてとりまとめられた「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について とりまとめ」を基に、建設資材廃棄物の再資源化の取組について検討している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>建設リサイクル法に基づく基本方針の改正を検討するに当たり、平成 27 年度における特定建設資材廃棄物の再資源化等率の目標について、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊は 95%を 98%以上に、建設発生木材は 95%を 95%以上にそれぞれ変更する方向で検討し、その点について、22 年 2 月にパブリックコメントの募集を実施した。</p> </div> <p>(自動車リサイクル法関係) 【経済産業省及び環境省】 平成 20 年 7 月より、産業構造審議会及び中央環境審議会(注)において、シュレッダーダストやエアバッグ類など再資源化の数値目標を含め、自動車リサイクル法の評価・見直しを実施しているところ。</p> <p>(注) 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会合同会議</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>③ 特定家庭用機器廃棄物の再商品化等料金については、各製造業者等により再商品化の取組に差異がみられるにもかかわらず、各大手家電製造業者等において、同額に設定されており、また、エアコンを除く3品目については、法施行時から変更されていない。再商品化等料金について適切性及び透明性の確保を図る観点から、各製品の再商品化費用の内訳など再商品化等料金の設定根拠に関する情報の公開を義務付けること等により、適正な原価が再商品化等料金に反映される仕組みを確保すること。</p> <p>④ 近年、アジア諸国の急速な経済成長による資源需要の増大を背景に、循環資源の国外流出が増加しており、国内のリサイクル体制への悪影響やリサイクル関連産業の停滞が懸念されているが、循環資源の国外流出の現況に関する定量的なデータは十分ではない。循環資源の国外流出の実態を把握するとともに、これを踏まえ、我が国における再生利用の安定的な実施を確保するために必要な取組を行うこと。</p>	<div data-bbox="671 277 1404 562" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>産業構造審議会及び中央環境審議会において、平成22年1月、「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」が取りまとめられた。それによると、使用済自動車の再資源化率は、27年度の法定目標値を前倒して、達成している。また、自動車全体では、12年度の約83%から20年度の約95%までリサイクル・リユースが向上している。今後も引き続き、安定して法定目標値が達成できるかのフォローアップを実施する。</p> </div> <p>(家電リサイクル法関係) 【経済産業省及び環境省】 「適正な原価が再商品化等料金に反映される仕組みを確保すること」について、産業構造審議会及び中央環境審議会(注)がとりまとめた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成20年2月)」において、メーカーによる再商品化等費用の低減競争を促進するとともに、消費者の再商品化等料金・家電リサイクル制度に対する理解促進を通じた適正排出の促進を図るべきとの提言があったことを踏まえ、メーカーに再商品化等費用の実績とその内訳について定期的な報告を求めることとし、平成19年度実績について、平成20年9月に公表した。 また、上記提言を受け、一部の製造業者等において、資源相場の変動などを踏まえて、平成20年11月からエアコン、15型以下のブラウン管テレビ、170リットル以下の冷蔵庫・冷凍庫について、再商品化等料金が引き下げられた。 (注) 産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器ワーキンググループ及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合</p> <div data-bbox="671 1272 1404 1420" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>製造業者等に再商品化等費用の実績とその内訳について報告を求め、平成20年度実績(品目別収支等)について、21年12月に開催した産業構造審議会及び中央環境審議会において報告・公表した。</p> </div> <p>(容器包装リサイクル法関係) 【環境省】 平成18年6月の容器包装リサイクル法の改正において、「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針」(平成18年12月財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第10号)に、市町村が容器包装廃棄物を指定法人に円滑に引き渡すこと、指定法人に引き渡さず市町村独自処理を行う場合は十分な環境保全上の確認を行い住民に情報提供を行うこと等が盛り込まれた。基本方針の内容について、累次に渡り都道府県に通知するとともに、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議等における説明などで周知・徹底を図っている。また、市町村における使用済ペットボトルの分別収集の実施状況及び処理の実態を把握するため、平成19年度から「廃ペットボトルの輸出等市町村における独自処理に関する実態調査」を実施している(21年度及び22年度予算：各452万円)。</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>(6) 環境負荷の大きい廃棄物の適正処理システムの確立</p> <p>危険性、有害性等を理由に、市町村において処理が行われていない、環境負荷の大きい一般廃棄物の品目について、その処理の実態を把握するとともに、これを踏まえ、適正処理困難物の品目を拡充すること等により、市町村と関連事業者等の連携の下に適正な処理システムを早急に確立すること。</p>	<p>【環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省及び農林水産省】</p> <p>平成 20 年秋以降の国際的な景気低迷の影響による輸出予定であった使用済みペットボトルの国内滞留対策等として、20 年 12 月に、主務省は指定法人に対して追加申込みの受付、契約単価見直し等の対応を依頼した。これに対し、指定法人においては、追加申込みの受付、既存契約分の契約価格の調整等の措置が実施された。</p> <p>ペットボトルについては、今後も引き続きPETくずの輸出の実態や効率性の向上を踏まえつつ、国内リサイクルの安定化に向けた制度の構築に努める予定である。</p> <p>(廃棄物処理法関係)</p> <p>【環境省】</p> <p>① 在宅医療廃棄物に関し、平成 19 年に調査、検討を実施し、その結果を受け、平成 20 年 4 月に「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」を都道府県に配布した。</p> <p>② 平成 19 年度に、「適正処理困難廃棄物の排出・処理状況実態調査」(抽出 100 市区町村を対象に委託調査)を実施したところ、市町村では、危険性、有害性等を理由に、市町村において収集や処理が行われていない一般廃棄物のうち、農薬や塗料については、メーカーや販売店等へ問い合わせよう指導している、又は、あらかじめ対応可能な民間事業者のリストを作成し、住民からの問合せがあった場合に受入先を紹介するなどの取組が行われていた。</p> <p>こうしたことから、現時点では危険性、有害性等を理由に、市町村において処理が行われていない一般廃棄物のうち、農薬や塗料の処理について特別の処理システムを設けることが必要な状況にはないと考えている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>平成 21 年度に、スプリングマットレス、エアゾール缶(小型カセットボンベも含む)等の処理実態調査を行ったところ。この調査結果を勘案し、地方公共団体に対し、引き続き適正処理困難物が適正に処理されるよう技術的助言等を行う予定である。</p> </div>
<p>(7) 環境物品等の調達の一層の推進</p> <p>環境物品等の調達に関しては、取組が進展していない地方公共団体に対し、環境物品等の調達方針の作成などの取組を促進・支援するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>(グリーン購入法関係)</p> <p>【環境省】</p> <p>① 平成 20 年 3 月、グリーン購入の取組が進んでいない地方公共団体にも無理なくグリーン購入を始めることができるように、「小規模地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン」を改定するとともに、20 年度は、地方公共団体、事業者等に対し、普及・啓発のためのグリーン購入法基本方針説明会を全国 10 カ所で開催した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>平成 21 年度において、グリーン購入の取組が進んでいない地方公共団体にも無理なくグリーン購入を始めることができるように、「地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン」を改訂した。</p> <p>また、地方公共団体、事業者等に対し、普及・啓発のためのグリーン購入法基本方針説明会を全国 10 カ所で開催し、実際の調達の際に参考となる「グリーン購入法調達者の手引き」を作成、配布した。</p> </div>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	② 平成 19 年度（7 月に 1 回、11 月に 1 回）、20 年度（5 月に 1 回、21 年 3 月に 1 回）、21 年度（11 月に 3 回、22 年 1 月に 3 回、2 月に 2 回）に、環境物品の調達に関して、行政、地元の事業者、住民等によるネットワークが組織されることを目的としたグリーン購入地域ネットワークの構築を推進するために、地方公共団体、消費者、事業者等に対し、情報提供や啓発のためのセミナーを開催した。

(注) 1 「政策の評価の観点及び結果」欄及び「政策への反映状況」欄の用語は、次のとおり。

- ・ 「循環基本法」：循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）
- ・ 「廃棄物処理法」：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 「資源有効利用促進法」：資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ・ 「容器包装リサイクル法」：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）
- ・ 「食品リサイクル法」：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）
- ・ 「建設リサイクル法」：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 「家電リサイクル法」：特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）
- ・ 「自動車リサイクル法」：使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）
- ・ 「グリーン購入法」：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・ 「家電リサイクル法施行令」：特定家庭用機器再商品化法施行令（平成 10 年政令第 378 号）

- 2 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。
(http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html)

(政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動)

表 19-4 総務省における政策の評価の実施状況等

ア 審査（政策評価のやり方の点検）

各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査の平成 21 年度における実施状況は、次のとおりである。

(ア) 個別審査

各行政機関が概算要求に関連して行った政策評価を対象に、具体的な点検項目を設定した上で、行政機関ごとの政策評価を個別に点検する個別審査を実施した。個別審査の対象とした政策評価は、一般政策に関する 15 の行政機関に係る 778 件（実績評価方式 268 件、事業評価方式 510 件）であり、平成 21 年 12 月 3 日及び 22 年 1 月 29 日に審査結果を関係行政機関に通知し、公表した。

(イ) 総括的審査

個別審査の結果を踏まえつつ、行政機関横断的に政策評価の実施状況の整理・分析を行うとともに、行政機関ごとに政策評価の取組の状況等について整理・分析を行い、今後の課題を提起した。審査の対象とした政策評価は、個別審査の対象とした 778 件を含む 16 の行政機関に係る 6,821 件(注)であり、審査結果を「政策評価の点検結果」として平成 22 年 3 月 31 日に関係行政機関に通知し、公表した。

(注) 審査結果については、翌年度以降各行政機関が行う政策評価の改善に資するため、平成 15 年度から、年度内に取りまとめて、関係行政機関に通知し、公表することとしている。このため、平成 21 年度の審査については、21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに各行政機関から送付を受けた評価書を対象とした。

審査を通じて把握した今後の課題の概要は、以下のとおりである。

- 実績評価方式を用いた政策評価では、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定すること等政策評価の質の向上に向けた取組を引き続き推進していくことが必要である。
なお、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、平成 14 年度 34.2% (471 件の政策評価中 161 件)、15 年度 50.0% (500 件の政策評価中 250 件)、16 年度 55.5% (488 件の政策評価中 271 件) と年々増加し、17 年度と 18 年度は、54.6% (441 件の政策評価中 241 件)、57.2% (407 件の政策評価中 233 件) と横ばいであったが、19 年度は 71.1% (318 件の政策評価中 226 件)、20 年度は 75.4% (276 件の政策評価中 208 件) と上昇し、21 年度は 82.5% (268 件の政策評価中 221 件) と更に上昇している。
- 事業評価方式を用いた政策評価では、新規に開始しようとする政策のうち、国民生活や社会経済に与える影響が大きいもの、多額の費用を要するものについては、積極的に事前評価を行うよう努めることが必要である。また、事前評価を行った政策などについて、事後の評価・検証を行うことが必要である。
- 総合評価方式を用いた政策評価では、合理的な調査・分析手法を選択するなど、政策評価の設計を十分に検討することが必要である。
- 研究開発を対象とする政策評価では、必要性、効率性、有効性の観点から、適切な評価項目及び評価基準を設定するなど、「国の研究開発評価に関する大綱的

指針」(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)に沿った評価を行うことが必要である。

- 個々の公共事業についての政策評価では、評価手法の一層の充実を図ること、直近の人口動態等を踏まえた厳正な需要予測を行うことや、費用対効果分析に用いられたデータや関係情報について情報公開や情報へのアクセスの利便性の確保を図っていくことが必要である。
- 個々の政府開発援助についての政策評価では、事前評価において、特に効率性の観点からの評価を充実させることや、未着手・未了案件の事後評価において、必要性の観点からの評価を充実させることが望まれる。

(ウ) 規制の事前評価の審査

各行政機関が平成21年に行った規制の事前評価を対象に、規制の事前評価の実施に関するガイドラインに沿って設定した点検項目により、評価のやり方を点検し、今後の課題を提起した。対象とした政策評価の件数は、11の行政機関に係る106件であり、平成22年3月31日に審査結果を関係行政機関に通知し、公表した。

規制の事前評価の審査を通じて把握した今後の課題は以下のとおりである。

(費用及び便益の分析について)

- 分析の対象とする期間として個別の事例に応じた適切な期間を明示していく必要がある。
- 客観的な評価を行うためには、費用及び便益は、可能な限り金銭価値化又は定量化して示すことが望まれる。
- 費用要素について、「遵守費用」、「行政費用」及び「その他の社会的費用」の各区分を明示して分析を行っていくことが必要である。

(費用と便益の関係の分析について)

- 規制の事前評価の目的は、規制によって得られる便益が、当該規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを示すことにある。このため、当該規制がもたらす費用と当該規制によって得られる便益の関係の分析を適切に行う必要がある。

また、費用と便益の関係の分析に当たっては、可能な限り「費用便益分析」や「費用効果分析」といった定量的な手法を用いて分析することが望まれる。

(代替案との比較について)

- 想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の関係の分析を行い、比較考量を行っていくことが必要である。また、代替案が想定されない場合には、その旨を説明することが必要である。
- 規制緩和の場合において、当該規制を廃止することも想定されるときは、規制の廃止も代替案として比較を行うことが望まれる。廃止以外の代替案との比較を行っている場合において、当該規制を廃止することが想定されないときは、その旨を説明することが望まれる。

(レビューを行う時期又は条件について)

- 規制の事前評価に係るレビューを適切に実施していくことが必要である。

(エ) 成果重視事業に係る政策評価の審査

各行政機関が平成21年度に行った成果重視事業に係る政策評価を対象に、具体的な点検項目を設定した上で審査を実施した。成果重視事業に係る政策評価の定着と今後の評価の質の向上に資する観点から、その取組や実施状況の把握・解明を通じて、基本的・共通的な課題を提起した。対象とした政策評価の件数は、13の行政

機関に係る43件であり、平成21年12月3日に審査結果を関係行政機関に通知し、公表した。

成果重視事業に係る政策評価の審査を通じて把握した今後の課題の概要は、次のとおりである。

- 「目標の達成度合いの判定方法・基準」を始めとして、政策評価として備えるべき事項を評価書において明らかにしていく必要がある。
- 成果重視事業に係る政策評価が他の政策に係る政策評価から明確に区分されていないものについては、成果重視事業として求められる政策評価の内容が明確となるよう、成果重視事業に係る政策評価を明確に区分して行う必要がある。
- 事業終了後において事後評価を実施していないものについては、目標の達成状況等について評価を行い、国民への説明責任を果たす観点から、平成21年度に政策評価を行わない理由を明らかにするとともに、事業終了後における事後評価を確実に実施する必要がある。

イ 認定関連活動（政策評価の内容の点検）

法第12条第2項の規定による政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価については、基本方針において、i)各行政機関が実施した政策評価のうち改めて政策評価が行われるべきもの又は社会経済情勢の変化等に的確に対応するために政策評価が行われるべきものに関する評価の実施の必要性の認定、ii) i)の結果に基づき政策評価を実施すべき旨を通知した場合において当該行政機関にゆだねていては評価の客観的かつ厳格な実施が確保されないと認めるときに実施すべき評価に取り組むこととされている。

(ア) 公共事業及び一般政策

各行政機関が実施した政策評価のうち評価結果の妥当性に疑問が生じたものについて、妥当性の確認のため事実関係の把握・整理を行う認定関連活動を実施した。なお、法第12条第2項の規定による評価を行ったものはなかった。

平成21年度においては、以下のとおり、疑問が生じた8の行政機関に係る35件（延べ43件(注)）の政策評価について事実関係の把握・整理を行い、その取組結果を「政策評価の点検結果」として22年3月31日に公表した。

【公共事業（18件（延べ26件(注)））】

（費用対効果分析マニュアル又は評価手法に関する疑義）

- 費用対効果分析マニュアルに不備等があるもの（2件）
- 費用対効果分析の手法が確立していないもの（1件）

（費用対効果分析の方法に関する疑義）

- 費用対効果分析の評価手法に疑義があるもの（1件）

（需要予測等に関する疑義）

- 費用対効果分析の前提となる需要予測等に疑義があるもの（3件）

（費用対効果分析の実施に当たっての疑義）

- 費用対効果分析マニュアルの適用方法に疑義があるもの（6件）
- 費用対効果分析に際しての基準年等に疑義があるもの（3件）
- 費用対効果分析に当たり一部費用が未計上であるもの（4件）
- 費用対効果分析に用いられるデータ等の信頼性に疑義があるもの（3件）
- 評価結果についての理由の説明が不十分であるもの（3件）

【一般政策（17件）】

- 目標の達成度合いが低調又は目標の達成見込みがないにもかかわらず、原因分析等を行っていないもの（6件）
- 評価結果の判定根拠の説明が不十分であるもの（2件）
- あらかじめ設定した指標と異なる指標で評価しているもの（2件）
- 指標の測定に用いるデータの加工方法に疑義があるもの（1件）
- 政策効果を測定するために十分な指標が設定されていないもの（4件）
- 政策効果を測定するために適切な水準の指標となっていないもの（1件）
- 数値化等による指標の具体化が不十分であるもの（1件）

（注）公共事業については、一つの事例が複数の「疑問の種類」に該当するものがあり、「疑問の種類」ごとにそれぞれカウントした場合の延べの事例数は、公共事業が26件、全体で43件となる。

これらの取組を通じて政策評価に関する事実関係が明らかになるとともに、改善すべき点がみられたものについては、i)公共事業評価の評価マニュアルの修正、ii)政策評価のやり直し・評価書の修正、iii)適切な指標の設定などを指摘し、各行政機関において改善措置が執られることとなった。

また、以下のとおり、今後の評価の質の向上に向けて、平成21年度取組の結果見いだされた一般的な課題を整理した。

【公共事業】

（費用対効果分析マニュアルに関して留意すべき事項）

- 費用対効果分析マニュアルについては、その内容に不備がないかその他必要な見直しを行い、費用対効果分析を行う際の有効な手引書となるようにしていく必要がある。
- 費用又は効果を算定する適切な手法が確立していないものについては、その算定手法の確立に向けて知見の蓄積を進め、費用対効果分析マニュアルの改定につなげるなど、より精度の高い費用対効果分析ができるようにすることが望まれる。

（費用対効果分析の方法に関して留意すべき事項）

- 費用対効果分析マニュアルと異なる方法による評価を行う場合には、当該評価方法をとる必要性、その妥当性等について十分に検討を行う必要がある。

（需要予測等に関して留意すべき事項）

- 便益算定の前提となる需要予測等については、その根拠となる前提条件が現実的なものであるかについて検証を十分に行い、過大又は過小な推計にならないよう留意する必要がある。

（費用対効果分析の実施に当たって留意すべき事項）

- 費用対効果分析を行うに当たっては、費用又は効果の算定の基準年、起算年、期間等を正しく設定し、また、すべての費用を遺漏なく算入する必要がある。
- 費用又は効果の算定に使用する単価等のデータについては、当該データの妥当性等について十分に検討を行う必要がある。
- 再評価に当たり便益又は費用の算定方法を変更する場合等には、その理由の説明に努める必要がある。

【一般政策】

（実績評価方式による評価に当たって留意すべき事項）

実績評価方式は、「あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、こ

れに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で、目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて「評価」する方式である（基本方針（別紙）[実績評価方式]）。

このため、今後の評価に当たっては、以下の点に留意することが必要である。

- 政策効果を測定する指標については、当該政策効果を測定するために十分なものを設定する必要がある。また、当該政策効果を測定するために適切な水準となっており、かつ、当該水準はあらかじめ数値化等により具体的に特定する必要がある。
- 指標の測定方法の客観性を確保するため、データを加工して指標の測定に用いる場合には、適切な方法により行う必要がある。
- 目標の達成度合いが低調又は目標の達成見込みがないような場合は、なぜそうなったのかについて十分な原因分析等を行う必要がある。
- 設定した指標に係る測定の結果を踏まえ、評価の結果を導く論理を妥当なものとする必要がある。

（事業評価方式による評価に当たって留意すべき事項）

事業評価方式は、「個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、（略）政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価」する方式である（基本方針（別紙）[事業評価方式]）。

このため、今後の評価に当たっては、以下の点に留意することが必要である。

- 政策効果を測定する指標については、当該政策の効果を測定するために十分なものを設定する必要がある。
- あらかじめ設定した指標により評価を行う必要があり、あらかじめ設定した指標を用いない場合は、その理由について説明する必要がある。
- 実際に得られた政策効果が低調であるような場合は、なぜ低調な水準にとどまったのかについて十分な原因分析等を行う必要がある。

（イ）平成 19 年度重要政策の評価（フォローアップ）

政独委においては、平成 19 年度の重要政策の評価として、①少子化社会対策関連施策及び②若年者雇用対策について審議が行われた。その結果、関係行政機関（内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）による政策評価について、評価結果及び政独委が認識した課題が取りまとめられ、平成 20 年 11 月 26 日、総務大臣に対し答申された。

これらの政策に関して関係行政機関において平成 21 年度に行われた政策評価について、当該答申において示された課題への対応状況をフォローアップし、22 年 3 月に、当該答申において示された課題ごとに、評価書における記述、当該記述に関して総務省が関係行政機関に対して行った照会内容及びその確認結果を取りまとめ、公表した。

